

令和7年度

事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会

令和 7 年度 小諸市社会福祉協議会事業総括

1. 体制等

育児休暇復帰:依田梢(4月)

退職:花岡薫(5月)、内山慧、千葉隆史、前島ひとみ(3月)

年度末職員数:35名(正規職員20名、会計年度雇用職員9名、パート職員5名、市出向1名)

2. 主なできごと

4月	小諸市より被保護者就労支援事業、ひとり親就業支援事業、子育て世帯訪問支援事業の新規受託開始
5月	農林水産省より食品アクセス確保緊急支援事業を採択
7月	民生・児童委員協議会児童福祉部会・主任児童委員との意見交換会開催/役職員研修会開催
8月	佐久市社会福祉協議会災害ボラセン訓練へ職員派遣
10月	高齢者終身サポート事業、金銭管理支援・財産保全サービス事業開始(社協独自事業)
11月	小諸市社会福祉大会・ふれあいまつり開催
12月	市長懇談会開催/市議会市民福祉委員会意見交換会参加/きずなステーション共催(豚汁提供試行)
3月	あんしんコール事業の受託終了

3. 主な事業方針に関する事業総括

(1) 支え合う地域づくりの推進

① 区内支え合い体制の整備

昨年度実施した「区内支え合い活動の負担感に関する調査」の結果をもとに各区のニーズに合わせて、持続可能な支え合い体制の整備を進めます。

結果

- ・各区のニーズに合わせた体制作りに伴走するとともに、12月に改選された民生・児童委員と丁寧にやり取りを重ね、区内支え合い体制の整備を進めることができました。

② 区を越えた圏域での支え合い体制の整備

生活支援コーディネーターの機能を活かし、市内介護保険事業所の空き車両を活用した地区サロン送迎や、有償生活支援サービスなど、区を越えた圏域での支え合い体制の整備を進めます。また、佐久ブロック管内社協間で課題や取り組みを共有し、より広域的な取り組みへの展開についても検討を重ねます。

結果

- ・市内介護保険事業所の空き車両を活用したサロン送迎の中から、区民主体での送迎が始まるなど支え合うきっかけ作りができました。また、ちょっとした困りごとに対する手当てとして“有償生活支援サービス”の試行が始まりました。
- ・昨年度実施した休眠預金活用事業の土台を活かし広域連携を強化するため、農林水産省の補助事業である食品アクセス確保緊急支援事業を受託し、“子どもがいる困窮世帯”や“管内こども食堂”と社会福祉協議会の連携を進めました。

(2) 新たなニーズに対する支援体制の強化

① 児童福祉分野の取り組み

昨年度実施したサマーキッズフェスタを土台として子どもの居場所づくりに取り組みます。また、子どもの居場所の多層化のために、こども食堂やこども支援団体との連携を強化します。

結果

- ・ サマーキッズフェスタは2日に分けて開催し、計50名の児童がイベントに参加しました。
- ・ 食品アクセス確保緊急支援事業にて、佐久圏域こども応援プラットフォームとの連携を深め、12月には“ご縁日”というイベントを住民有志と共に開催し、佐久圏域での児童福祉分野の取り組みが広がりました。また、管内社会福祉協議会に寄付された食料は市町村を越えて配布できたことで効率的な支援ができました。

② 終身サポート事業、独自金銭管理事業

日常生活自立支援事業の対象とならない方等への独自金銭管理事業を含めた終身サポート事業を始めます。

結果

- ・ 10月より高齢者終身サポート事業と金銭管理支援・財産保全サービス事業を開始しました。高齢者終身サポート事業は3名と、金銭管理支援・財産保全サービス事業は1名と契約締結に至りました。

(3) 福祉分野以外との協働

介護離職防止セミナーやプチバイト事業などをきっかけに商工会議所や市内企業との協働を進め、網の目の細かい支え合い体制の構築に取り組みます。

結果

- ・ 商工会議所通常議員総会にて介護離職防止セミナーを案内しましたが、実施には至りませんでした。一方で食品アクセス確保緊急支援事業にて、小諸・佐久の商工会議所との連携を模索するなど、新しい協働のきっかけが生まれつつあります。

4. 総括

今年度を総括するキーワードは「支援の積み重ね」と「隙間を狭くする取り組み」です。

「支援の積み重ね」では、昨年度に引き続きサマーキッズフェスタ2025を開催しました。また、休眠預金活用事業で培われた佐久圏域での広域連携を食品アクセス確保緊急支援事業で継続しました。区内支え合い体制の整備に関しては、民生・児童委員の改選を踏まえ、地区担当者が伴走支援しています。

「隙間を狭くする取り組み」として、高齢者終身サポート事業と金銭管理支援・財産保全サービスを始めました。この事業によってこれまで手の届かなかった制度の隙間を埋める一歩を踏み出すことができました。

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-1 法人運営事業/総務生活支援係
事業概要	目的	社会福祉法に基づいた適正な法人運営を行います。
	現状	法人運営事業に関わる例規集等の確認、見直しや適正な経理事務・財産管理の遂行、職員の勤務管理、福利厚生事業、人材育成の実施を行っています。
	達成目標	①理事会・評議員会の定例開催や第三者委員会の設置、適切な施設管理を通じ、社会福祉法人としての公益性を高めます。 ②会計システム等を活用しながら会計帳簿の見える化から不正防止を図ります。 ③職員の働きやすい就労環境を構築します。
	対象者	理事・監事・評議員・第三者委員、職員
	時期・頻度	理事会5回・評議員会3回開催、第三者委員会適宜開催、役職員研修会(7月頃) 健康診断・予防接種(年1回ずつ) 局長面談(10月頃)、係長面談(6月頃)、各委員会開催
	内容	①-1 例規集等の確認、見直しについて理事会・評議員会で協議します。 ①-2 役職員研修会を開催し、役員と職員が連携しやすい環境を構築します。 ①-3 苦情申立人が希望する場合は第三者委員の立ち合いを調整します。 ②-1 会計処理時は2人以上の職員で確認を行います。 ②-2 監事による監査や税理士による収支予算状況の確認を行います。 ③-1 適切な給与・賞与計算、超過勤務時間や有給休暇などの勤務管理を行います。 ③-2 健康診断や予防接種費用の補助を行い、職員の健康管理を支援します。 ③-3 キャリアパスに応じた研修会への参加や面談の実施から職員育成を行います。 ③-4 委員会活動に参加し、社協経営を職員自ら進めます。 ③-5 職員間での交流が活発化するよう支援を行います。
	その他	
実施状況		予定通り、以下の会議等を実施しました。 理事会:5月30日、6月20日、9月12日、11月21日、3月18日(5回) 評議員会:6月19日、12月4日、3月26日(3回) 役職員研修会:7月25日 経理事務全般の適切な実施に努め、有給休暇の管理や健康診断の調整、メンタルヘルス研修の開催等、職員の心身の健康維持を支援しました。
今後に向けて		定期的な会議の開催ならびに適切な維持管理、経理事務全般の適切な実施に引き続き努めます。

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-2 小諸市社協災害対策/総務生活支援係
事業概要	目的	災害発生時の職員安全確保ならびに円滑な復旧活動等の遂行のために準備を進めます。被災地・者支援に係る情報集約と情報発信を行います。
	現状	職員災害初動マニュアルの更新、小諸市社協事業継続計画(BCP)、小諸市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新を行っています。 災害ボランティアセンター立上訓練、避難訓練を実施しています。 災害協定先(市、JC、ライオンズクラブ)との意見交換を行いました。小諸ロータリークラブ、小諸浅間ロータリークラブと協定締結しています。 JCのイベントに後援・参加し、平時からの連携を図っています。
	達成目標	①現協定先との連携、新たな団体との協定締結に向け働きかけます。 ②災害発生時に迅速に対応できる準備を行います。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況	長野県社協主催のDSAT基礎研修へ参加し、能登半島地震での活動や災害ボランティアセンターの運営基礎について学びました。それを踏まえ、佐久市社協の災害ボランティアセンター設置訓練へ参加し、具体的な設置に向けた動きの確認や近隣市町村との情報交換を行いました。 また『緊急時でも「ふくし」を忘れない!目指せ、みんなが頼れる小諸市社協!』と題した職員向け災害対策研修を企画・開催しました。具体的には視覚・聴覚に障がいがある方をコメンテーターに招き、発災時における福祉的配慮が必要な方に対する支援策を、検討・共有しました。	
今後に向けて	令和8,9年度は小諸市社協が佐久ブロック社協の幹事を担当するため、発災時の佐久ブロック内外の応援派遣に関する調整窓口を担います。 来年度以降も県社協、佐久ブロック社協及び関係諸団体と連携しながら、平時からの協働と共に有事に備えた訓練・研修、マニュアルの見直し作業を引き続き実施します。	

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-3 ブロック社協活動／総務生活支援係		
事業概要	目的	佐久ブロック内社協圏域での課題解決に向けた社協間連携による地域福祉活動の推進を目指します。		
	現状	佐久ブロック事務局連絡会議への参加しています。 ボランティアフォーラム企画、実施を佐久ブロック内社協と協働で行っています。 長野県内社協職員連絡協議会からの情報を職員へ伝えます。		
	達成目標	① 佐久ブロック社協や関東ブロック社協等で行う研修の情報を職員へ周知し、他社協職員と連携する機会を提供します。 ② 小諸市社協で行う研修会等について、佐久ブロック内社協へ情報提供を行い、一緒に学ぶ機会を図ります。		
	事業の方法	対象者	職員、佐久ブロック内社協、他市町村社協	
		時期・頻度	佐久ブロック事務局連絡会議（年1回） ボランティアフォーラム（年1回） 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会（年1回） 小諸市社協内研修の情報発信（適宜）	
		内容	①-1 佐久ブロック事務局連絡会議、ボランティアフォーラムへ参加します。 ①-2 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会の情報発信、参加者のとりまとめを行います。 ①-3 長野県内社協職員連絡協議会から発信された情報を職員へ周知します。 ② 近隣市町村が行う研修等へ積極的に参加し、一緒に学ぶ機会を図ります。	
		その他		
実施状況	月1回開催される食品アクセス確保緊急支援事業佐久ブロック連携会議に引き続き、管内社協職員連絡会議を行いました。各社協の現状や課題について共有と意見交換の場を持ち、地域福祉を共に取り組める事業等を検討しています。 8月に佐久市社会福祉協議会で開催された災害ボランティアセンター設置・運営訓練に参加し、実際の状況に応じた運営と近隣社協としての役割を実践的に学びました。また、11月に南牧村で開催された「佐久地区ボランティア地域活動フォーラム」に参加しました。			
今後に向けて	令和8,9年度は小諸市社協が佐久ブロック社協の幹事を担当します。県社協と管内社協とのつなぎ役を担うと共に、連絡会議やイベント開催等を通して管内社協間の課題の共有と情報交換、協働体制の更なる推進に努めます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-4 小諸市遺族会事務局／総務生活支援係		
事業概要	目的	小諸市遺族会の事務局業務を担うことにより、平和の維持とその意識醸成への貢献を目指します。		
	現状	定例の役員会の開催を実行し、また小諸市遺族大会の開催も実行しています。 令和4年度に続き5年度も、靖国神社を参拝し、23名が参加しました。また長野県遺族大会と追悼式が佐久市の県立武道館で開催され、延べ16名が参加しました。 新たに伝承活動として、戦争及びその影響での悲しみを後世に伝え平和を願う目的で、遺族会員自らの体験や先代から聞いた話などをまとめ、SNSなどを通じ発信する計画を立て開始しました。		
	達成目標	①期初の役員会にて立案する期の事業計画を滞りなく実行します。 ②役員会と小諸市遺族大会で決定される方針に沿い、今後の同会の在り方を方向付けしサポートします。		
	事業の方法	対象者	遺族会会員 小諸市福祉課	
		時期・頻度	役員会年5回（4月、7月、9月、12月、2月） 小諸市戦没者追悼式、小諸市遺族大会（10月） 長野県遺族大会・追悼式（10月）	
		内容	①-1 役員会は、毎回社協会議室で行い、行事の企画等を協議決定します。また重要事項は小諸市遺族大会への提案事項を決定し、大会での決議をもって最終決定とします。 ①-2 長野県遺族大会と追悼式に付き添いし、長野県遺族会長賞と長野県知事賞の受賞者に関する事務手続きを行います。 ①-3 全国戦没者追悼式出席者に関する事務手続きを、長野県遺族会事務局を通して行います。 ②-1 小諸市遺族大会の開催案内と合わせて、文章にて会員に孫世代の後継者求人活動を行います。 ②-2 所管である小諸市福祉課、上位組織である長野県遺族会事務局との窓口となり、情報の授受を円滑に行い、相互の関係性を良好に保ちます。	
		その他		
実施状況	計画通り、役員会を年5回開催しました。 10月開催された県遺族大会と追悼式に11名の会員が参列しました。うち1名の会員は県知事賞を受賞しました。 8月の全国戦没者追悼式に、2名の会員が参列しました。 伝承活動の動画を作成し、10月に開催された市遺族大会時に参加者に視聴していただきました。この動画はYouTubeで公開しており、広く視聴していただいています。			
今後に向けて	計画通り役員会を開催し、その中での実行すべき事項を実施します。 引き続き、孫世代の若い後継者の求人活動に努めます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-5 小諸市共同募金委員会事務局／総務生活支援係		
事業概要	目的	赤い羽根共同募金活動の実施と、長野県内の福祉施設等及び小諸市内の行政区やボランティア団体への配分による相互扶助意識の向上を図ります。		
	現状	令和5年度の募金募集は、5,104,938円(対目標98.2%)を頂きました。 それにより、令和5年度の小諸市社協へは2,710,186円が配分されました。 更にそれに基付き、28の市内のボランティア団体に令和6年度事業費補助として、合計946,000円を配分し、また応募のあった8行政区に、合計388,240円を配分しました。		
	達成目標	①募金額は、住民の高齢化等に起因する十数万円の自然減はやむなしとしても、それ以外の原因による激減がなき様努めます。 ②配分では、多くの団体や行政区が配分を受けられる様に広報宣伝に努め、配分金額を決定する配分委員会においては、適正な配分となる様、協議内容を更に充実します。		
	事業の方法	対象者	小諸市民、民生・児童委員、その他(小諸市で勤務されている方や法人等)	
		時期・頻度	共同募金(10～12月) 配分委員会(11月)	
		内容	①-1 戸別募金は隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂き各戸を訪問頂きます。 ①-2 法人募金は、民生・児童委員にご尽力頂き、法人(商業施設、商店、工場など)に訪問頂きます。 ①-3 学校募金は、小中学校に募金箱を置いて頂き、児童や生徒より募金頂きます。 ①-4 職域募金は、東信教育事務所、市役所、社協の職員さんより募金頂きます。 ①-5 募金箱募金は、浅間南麓医療センターなどの施設に募金箱を置かせて頂き、来場するご利用者様に募金頂きます。 ②-1 9月～11月に行政区やボランティア団体へ公募により申請を募り、配分委員会にて決裁された区や団体に配分金を振り込みます。 ②-2 配分委員会において配分方法の見直しを検討します。(活動内容に応じた配分額への反映等)	
		その他		
実施状況	10月1日より募金活動を開始し、市民及び法人、企業、学校等の皆様から4,923,896円の募金をいただきました。目標額4,900,000円に対し、約101%の達成率でした。 行政区やボランティア団体に対する配分である「地域活動費補助金」申請は例年の2倍近い18区から申請を受付けました。また、「ボランティア・市民活動育成費」は27団体から申請を受付けました。合わせて90,000円を助成しています。			
今後に向けて	昨年11月に開催した配分検討委員会での意見を踏まえ、配分方法を再検討していきます。 10月の募金活動等に向けた準備を進めていきます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-6 日赤小諸市地区事務局／総務生活支援係		
事業概要	目的	日赤活動資金や災害義援金募金活動による相互扶助意識の向上を目指します。 市内赤十字奉仕団活動の機能を維持します。		
	現状	令和6年度の活動資金は、5,248,473円(対目標89.6%)を頂きました。 令和5年度の累積義援金は1,013,559円、令和6年度の途中(11月まで)では320,800円を頂きました。 令和6年6月に小諸市赤十字奉仕団委員会を開催し、10月には長野県総合防災訓練に炊き出し班として参加しました。		
	達成目標	①活動資金の募集では、住民の高齢化に起因する前年度から十数万円の自然減はやむなしとしても、それ以外の原因による激減がないよう努めます。 ②義援金では、社協に義援金箱の設置を継続する。市内での被災者には援護品、見舞金を支給します。 ③奉仕団活動では、年1回以上の委員会を開催し、奉仕団同士の横のつながりの向上に努めます。		
	事業の方法	対象者	小諸市民、日赤奉仕団員、その他日赤活動にご協力いただける方	
		時期・頻度	日赤活動資金(5～6月) 義援金(大規模災害等) 奉仕団委員会(6月)	
		内容	①-1 活動資金の募集は、隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂きます。募集した募金は、長野県支部へ納付します。 ①-2 区への交付金の事務処理を行い、赤十字奉仕団含む区での防災援助の促進を行います。活動資金応募の個人実績は、専用のアプリケーションソフトを使い、データベース管理を行い、日赤長野県支部の指示に従いその情報を提出します。 ② 義援金は、社協、こもテラス、こもれびに募金箱を設置し日赤長野県支部に納付します。 ③ 奉仕団活動は、委員会にて活動の詳細内容を協議し、各区の奉仕団におき、それに従って活動して頂きます。事務局はそのスムーズな運営の支援を行います。また赤十字奉仕団県支部の指示に従い研修会等への団員参加を推進します。	
その他				
実施状況	令和7年度活動資金は5,143,797円(対目標90.5%、対昨年度104,676円減)で例年並みの実績でした。 日赤長野県支部と連携し、個人実績入力等の情報を更新しました。 義援金は5,103円でした。日赤長野県支部を通して、被災地支援に役立てていただきました。 12月に各区に対し活動資金募集協力費と奉仕団活動補助費を交付しました。 奉仕団活動として5月に役員会、6月に評議員会と奉仕団委員会を開催し、必要事項につき協議及び決議しました。また県支部主催の研修会等に各1～2名の地区員・団員が出席しました。(4回)			
今後に向けて	全区に令和8年度奉仕団活動事業計画及び奉仕団指定活動計画の提出を募り、活発な奉仕団活動の喚起に努めます。			

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-7 心配ごと相談事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	心配ごと相談に応じ、市民の福祉の向上を図ります。		
	現状	家計、就労、ひきこもり等の相談はまいさぼへ、高齢者の相談は地域包括支援センターへつないでおり、心配ごと相談に対する窓口が整理されています。 県運営の結婚マッチングシステムを導入し、登録のサポートを行っています。		
	達成目標	① さまざまな相談内容に応じて関係機関と連携した支援を継続します。 ② 結婚マッチングシステムを推奨し、出会いのきっかけを提供します。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年、相談があった際に対応。	
		内容	① 相談に対し傾聴を行い、必要があれば関係機関へつなぎます。 ② 結婚マッチングシステムの広報活動に取り組むと共に、近隣社協と意見交換し、本会における婚活支援について調査研究します。	
		その他		
実施状況	相談者のお話を受け止め、相談内容に応じて関係機関につなぎました。 また、長野県が運用する結婚マッチングシステムを紹介し、10名の登録がありました。			
今後に向けて	相談内容に応じて適切な機関につなげられるよう、引続き関係機関と顔の見える関係づくりに努めます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-8 日常生活自立支援事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会より委託を受け、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用を援助し、地域で自立した生活が継続できるよう支援体制の構築を図ります。		
	現状	契約者数は令和6年12月1日時点で23名と大きく変わりませんが、新規利用相談は令和6年4月から12月現在で6件あります。生活保護世帯からの相談もあります。 本来の目的である福祉サービスの利用援助ではなく、金銭管理・通帳の預かりを目的とした相談が多くなっている現状です。身寄りのない方や、判断力の著しい低下が見られる方の利用相談もあり、成年後見制度へのつながりが求められています。 委託元である長野県社協が事業適正化を進めており、権利擁護の側面で契約者ケース、新規相談ケース共に協議をしながら進めています。		
	達成目標	① 本事業を必要としている方が適切に利用できるよう、相談者、関係機関等と連携し丁寧な相談対応を行います。 ② 成年後見制度とのネットワーク構築に向けて取り組みます。		
	事業の方法	対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方で本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。	
		時期・頻度	通年 新規相談、契約者からの相談は随時行います。 契約者の金銭支援については個別の支援計画書に基づき行います。	
		内容	①-1 福祉サービスの利用援助を行います。(基本サービス) 福祉サービスを利用する、利用を辞める等に必要な手続きや、利用料の支払い等の福祉サービスを適切に利用する為の一連の援助を行います。 ①-2 日常的金銭管理サービスを行います。 公共料金や医療費、日用品等の代金を支払う手続き。 年金および福祉手当等の受領に必要な手続き。 ①-3 書類の預かりサービスを行います。 小諸市社会福祉協議会金庫内での年金証書や銀行印等の預かり。 ② 成年後見制度や権利擁護ネットワーク会議等へ参加し、権利擁護支援における情報共有を行います。	
		その他		
実施状況	令和8年3月31日現在の状況は以下の通りです。 ・契約件数:14件(うち、生活保護受給者1名) ・解約相談:4件 ・新規契約相談:9件			
今後に向けて	制度として転換期に入っているため、今後の国の動向を注視しつつ、利用者にとってよりよい事業実施に努めます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-9 譲りあえーる事業/地域福祉係		
事業概要	目的	地域に埋まっている資源(資材)を掘り起こし、必要としている人に活用してもらうことでの相互扶助意識の向上に努めます。		
	現状	・登録だけなので法人内で用具の保管、管理などが不要です。 ・人形や使用済みの学用品など、長期間マッチングに至らないものがあります。 令和6年度実績:登録件数26件、うち成立7件(令和6年12月18日現在)		
	達成目標	① 譲りたい方、譲ってほしい方のコーディネートを行います。		
	事業の方法	対象者	・用品を譲りたい方 ・用品を譲ってほしい方は、小諸市民とし、原則として社協会員の方(社協会費納入者)	
		時期・頻度	通年 広報誌「ささえーるこもろ」に1度、ホームページは6ヶ月間掲載。	
		内容	①-1 家庭で使わなくなった譲りたい物の登録を受け付けます。 ①-2 譲ってほしい物の登録を受け付けます。 ①-3 「譲りたい方」と「譲ってほしい方」をマッチングします。 ①-4 マッチング成立まで現品は「譲りたい方」が保管し、マッチングした場合は当事者同士で連絡し、受け渡しを行います。 ①-5 市民活動団体などとの連携を強化していきます。 ①-6 譲りたいものによっては供養祭や学用品の寄付など、活用方法を相談していきます。	
		その他	・用品は壊れていないもので、無償で譲渡できるものです。 ・用品によっては未使用なものです。 ・電気製品の安全と品質は「譲ってほしい方」の責任となります。	
実施状況	「譲りたい」の登録が46件、「譲り受けたい」の登録が24件がありました。そのうち、マッチング成立は41件となっています。 譲りあえーるは広報誌「ささえーるこもろ」発刊した直後に問い合わせが増える傾向にあります。また、過去に利用したことのある方から連絡をいただくことも増えています。 「譲りたい」ものによっては、学用品寄付活動団体の紹介など、事業を越えたつながりも生まれています。			
今後に向けて	「譲りたい」登録をいただく際、写真データをいただくなど、「譲り受けたい」方がイメージしやすい工夫を進めます。問い合わせがあった際はホームページに写真掲載している旨を伝え、ホームページの周知も図っていきます。各種相談支援機関と連携し、必要な人に必要な物が届くよう努めます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-10 地域福祉活動のコーディネート／地域福祉係		
事業概要	目的	「誰も孤立させない区」に向けた区や地域の支え合い活動の支援を行います。		
	現状	8地区に地区担当者を配置、民生・児童委員地区会や支え合い活動に関する会議等に参加し、日々の支え合い活動における情報収集及び相談支援を行い、得られた情報を法人内で共有しています。民生・児童委員からの個別ケース相談に対しては必要な機関へつなげるなど各地区に適したコーディネートを実施しています。		
	達成目標	①引き続き、各区との顔の見える関係づくりを継続し、今ある支え合い活動を基盤に支え合い体制の推進に取り組みます。 ②市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理します。		
	事業の方法	対象者	市内68区	
		時期・頻度	随時	
		内容	①8地区に地区担当者を配置し、民生・児童委員地区会や各区での支え合い活動に関する会議等に参加し、情報収集（地域資源や地域課題等）や情報提供を行います。 ②法人内（生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等）と連携し、既存の地区台帳を基に市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理できるよう、地域福祉コーディネーター研修の受講や他市町村の対応を情報収集し、法人内で検討を進めます。	
		その他		
実施状況	小諸市内8地区それぞれに地区担当者を配置して活動しました。民生・児童委員の地区会等へ同席し、顔の見える関係性を構築することで、地域からの一次相談窓口としての役割を担いました。 個別ケースに関する相談を受けた場合は、地域包括支援センターやまいさば小諸など法人内の他係や関係機関へつなぎました。			
今後に向けて	民生・児童委員の一斉改選があり、約7割の民生・児童委員が交代となりましたが、引き続き一次相談窓口を担えるよう顔の見える関係性構築に努めます。 また、3名の地区担当者は生活支援コーディネーターを兼ねているため、地域から寄せられた声を地域課題として集約し、他事業に反映していきます。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-11 介護予防人材育成事業(ささえ愛サポーター)/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が地域の中で、居場所と生きがいをもって生活が送れるよう高齢者の福祉増進を目指します。
	現状	介護予防地区指導者の養成研修を全10回開催しています。研修内で参加者同士の交流や情報共有を目的とした活動を実施しています。介護予防地区指導者の活動を支援し、ささえ愛サポーターズ連絡会の運営を行っています。
	達成目標	① 介護予防地区指導者(研修を修了した者)が、研修で学んだ知識・技術を活かし、地域にて自主的な介護予防教室が開催できるよう支援します。
	対象者	地域での介護予防に関心のある住民
	時期・頻度	全10回(毎月1~2回)
事業の方法	内容	①-1 介護予防活動の実践及び運営に係る知識等を習得するための研修を開催します。 ①-2 研修内容に沿って効果的に遂行できる講師を選定します。 ①-3 介護予防地区指導者の活動支援及び連絡会の運営を行い、継続的な資質向上を図ります。 ①-4 受講者が地域活動(介護予防教室等)に積極的に関わられるよう、実際の地域での活動事例を知ることができる機会を設けます。 ①-5 受講者が各区で介護予防活動等に関わることができるように、必要に応じて現活動者への働きかけなどの環境整備を行います。
	その他	
実施状況	全10回研修を開催しました。1回の平均受講者数は76名でした。今年度の新規受講者数は39名で、特に12月~2月の研修で新規受講者が増加しました。民生・児童委員が11月末で改選となったことが関係していると考えられます。 今年度は「一般社団法人 健康福祉広域支援協会 代表理事 中村崇先生」「佐久平総合リハビリセンター 山崎文太先生」「ヨガインストラクター 佐藤里江先生」の3名を講師とし、例年の講話に加えて、筋力トレーニングとヨガを行う「カンタン運動シリーズ」を実施しました。研修は昨年度好評だったグループワーク形式で開催しました。	
今後に向けて	介護予防地区指導者の育成を目指して全10回の研修を開催します。令和7年度第10回研修で実施したアンケートにて「実践で使える体操・レクリエーションについて学びを深めたい」という声が多数寄せられたため、各区へ持ち帰り実践できるレクリエーションの習得に力を入れていきます。 引き続き「一般社団法人 健康福祉広域支援協会 代表理事 中村崇先生」「佐久平総合リハビリセンター 山崎文太先生」「ヨガインストラクター 佐藤里江先生」の3名を講師として研修を進めます。研修の運営にあたり、介護予防地区指導者連絡会役員会と密に連携を図り、受講者の希望を研修へ反映していきます。	

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-12 ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業/地域福祉係
事業概要	目的	ひとり暮らし高齢者の安否確認および孤独感の解消を図ることによる高齢者福祉を推進します。
	現状	対象者が減少傾向にあり、電話する時間帯に通院などにより不在のことも多くなっています。社協広報誌や広報番組で周知をしましたが、問い合わせがほぼない状況にあります。佐久圏域の社会福祉協議会にアンケートをとり、現状について情報収集を行い、他市町村社協でも利用人数の減少などが共通の課題となっています。
	達成目標	① 電話及び手紙によるコミュニケーションを行うことにより、高齢者の安否確認及び孤独感の解消を図ります。 ② 本事業が必要な方に届くよう周知を行います。 ③ 本事業がより有益なものとなるよう、今後のあり方に関して委託元と協議します。
	対象者	市内在住独居の概ね75歳以上の高齢者
	時期・頻度	・あんしんコール事業:高齢者ひとりにつき、毎週1回 ・ふれあいレター事業:高齢者ひとりにつき、年間5通目安
	事業の方法	①-1 手紙による高齢者の孤独感の緩和に資する工夫を行います。 ①-2 電話にて安否確認等を行います。 ①-3 民生委員との連携を図ります。(事業開始時に、担当民生委員へ連絡する。また、5日以上電話をかけても連絡の取れない対象者があった場合は、民生委員へ連絡し様子確認の依頼を行う。) ①-4 通話時の異変に対応します。(通話時に異変を感じた際は、民生委員や地域包括支援センターと連携し、現地へ出向き対応する。) ② 対象者が減少傾向にあることから、個別の相談で困っている民生・児童委員に対し、モデル的に依頼して利用まで繋げる取り組みを試行します。 ③ 委託元と、関連事業を含めて今後の事業のあり方について協議を進めます。
実施状況	その他	
		利用者の減少に伴い今年度で事業終了となりました。事業登録者3名に対し高齢福祉課担当者と共に訪問し事業終了について説明しました。安心コール事業に含まれるふれあいレターの会は解散となりました。
今後に向けて		事業登録者3名の利用者の相談窓口を確保するため、社会福祉協議会に連絡をいただき、関係機関と連携して対応します。ふれあいレターの会についても、利用者から問い合わせがあった際は関係機関へつなぐ等丁寧に対応します。

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-13 小諸市ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 就業支援専門員配置等事業／相談支援係		
事業概要	目的	ひとり親家庭等に対する就業支援を担う、「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するなど、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とします。(実施要領より)		
	現状	生活就労支援センター「まいさば小諸」での生活保護受給者等就労自立促進事業でのハローワークとの連携支援の積み重ねにより、就労支援の実績を積んできています。		
	達成目標	① こども家庭支援課との打ち合わせや協議をし、本事業における役割を明確にします。 ② 被保護者の自立に向けた就労支援を福祉事務所やハローワークなど関係機関と連携し支援を行います。		
	事業の方法	対象者	母子家庭及び父子家庭等(実施要領より)	
		時期・頻度	通年	
		内容	① こども家庭支援課と定期的な協議、意見交換の場を調整します。 ②-1 母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等を行います。(教育訓練、求職活動当に係る情報提供、助言、指導など)	
その他				
実施状況	今年度から新たに本事業を受託しました。 新規相談者の依頼ケースは6名、延べ対応回数42回(月平均4回)で実際に就労が実現したケースは3名、就職決定率は5割でした。 就労支援プログラム支援計画表を作成し生活保護受給者等就労自立促進事業を利用しハローワークと連携を重ねています。			
今後に向けて	来年度の課題としては、こども家庭支援課からまいさばへの支援対象者紹介のタイミングや、3機関の連携方法(こども家庭支援課・ハローワーク小諸・まいさば小諸)について整理が必要と考えています。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-14 高齢者終身サポート事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	身寄りがない、あるいは家族等がいても頼ることができない状況にある高齢者がご自身の意思決定に基づき、日常生活支援や身元保証、死後事務等の支援を受けることで人生の最終段階においても安心して生活ができる体制を整えます。		
	現状	身寄りのない方への支援が求められる中で、現状では十分に支援できる制度等はなく、社会的孤立を防ぐための支援が必要な状況です。 三親等以内の身寄りがない、あるいは身寄りがないが縁が遠く頼ることができない高齢者が徐々に増えています。こうした高齢者のうち、成年後見制度等の公的な支援を申立てることができる高齢者はごく一部で、医療機関への入退院や住み替え、施設への入退所等重大なライフイベントに直面した際支援策がない方が多くいます。また、死亡後の諸手続きや財産処分ができない方も増えています。		
	達成目標	① 終身支援における相談窓口を開設し、市民や関係機関から情報収集し、課題を整理します。 ② 事業のより良い展開のために事業のあり方を検討します。 ③ 高齢者の意思決定に基づき、日常生活支援や身元保証、死後事務等の相談、契約及び支援を行い、社会的孤立を防ぎます。 ④ 終身サポートについて行政を含めた関係機関との支援体制を構築し、連携を図ります。		
	事業の方法	対象者	市内に住民票があり、かつ居住している65歳以上の市民（生活保護受給者を除く）判断能力が十分な方で、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。 家族等の身近な支援者がいない方。	
		時期・頻度	通年 令和7年度は契約者数5名程度	
		内容	① 終身支援における相談窓口を開設し、終身支援における課題など情報収集を行います。 ② 情報収集により上がった課題などを整理し、どのような支援が望ましいか検討します。 ③-1 月1回は訪問または電話にて安否確認を行います。（基本サービス） ③-2 必要な方には金銭管理や財産保全、身元保証支援、死後事務等を行います。 ④-1 事業を運営しながら、課題の確認や必要な環境構築を検討するため、2か月に1回定例会を開催します。	
		その他		
実施状況	10月1日から事業を開始し、3名の方が契約しました。本人、医療機関、地域包括支援センター等からの相談が寄せられています。 事業開始以降、広報誌「ささえーるこもろ」への掲載のほか、市、医療機関、介護保険サービス等事業者連絡会など、関係諸団体にて本事業の周知を図りました。			
今後に向けて	契約者に対しては自身の希望に基づく支援を丁寧に行います。 市民への周知を目的に、引き続き広報活動を進めます。 類似事業を実施する近隣社協の状況を情報収集し、意見交換を行います。 小諸市在宅サービス調整会議や民生・児童委員協議会理事会・地区会等にて、事業紹介と説明、情報交換を行います。また、本事業の利用が適当と考えられる市民への情報提供を依頼します。			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-15 金銭管理支援・財産保全サービス事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	日常生活自立支援事業ではカバーできない金銭管理支援・財産保全に関するニーズに応えることで、高齢者や障がい者が自身で多様な選択を行いながら安心して地域での生活を継続する体制を整えるとともに、自立に向けての体制を整えます。		
	現状	日常生活自立支援事業では福祉サービス利用援助が支援の中心とされる中で、「金銭管理・通帳の預かり」を目的とした相談が多く見られており、契約締結に繋がらないケースがほとんどとなっている現状です。しかし、金銭管理に入ることによって本人の生活が守られることがあるケースも多々あり、契約締結できないもどかしさがありました。		
	達成目標	①本事業を必要としている方が適切に利用できるよう、相談者、関係機関等と連携し、丁寧な相談対応と、適切な制度の活用を行います。 ②高齢者・障がい者に関する権利擁護のあり方について、成年後見制度の利用促進や後見人等とのネットワーク構築に向けた検討を行います。		
	事業の方法	対象者	市内在住で、本事業の契約内容に判断し得る能力を有していると認められるが、自身での金銭管理及び書類の保管を適切に行うことが困難であると認められる以下の方。 ・おおむね65歳以上の高齢者（要介護・要支援・事業対象者と認定された方） ・18歳以上の障がい者（各種手帳所持者又は公的年金受給者）	
		時期・頻度	通年 新規相談、契約者からの相談は随時行います。 契約者の金銭管理支援については個別の金銭管理支援サービスプランに基づき行います。	
		内容	①金銭管理支援サービスを行います。 生活費を払い戻す手続き。 公共料金や医療費、日用品等の代金を支払う手続き。 年金および福祉手当等の受領に必要な手続き。 ②財産保全サービスを行います。 小諸市社会福祉協議会金庫内で年金証書や銀行印等の預かりを行う。 ③成年後見制度や権利擁護ネットワーク会議等へ参加し、現状を把握します。	
		その他		
実施状況	令和7年10月1日から事業を開始しました。 令和8年3月31日現在の状況は以下の通りです。 ・契約件数:1件 ・解約件数:1件 ・新規相談件数:5件			
今後に向けて	必要な人が本事業を利用できるよう周知を続けます。 本事業で対応できない場合は、他制度へのつなぎを支援します。 住民ニーズに寄り添う形になるよう、事業の在り方について検討を続けます。			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-1 社協会費事業/総務生活支援係
事業概要	目的	地域福祉推進のため、各地区の福祉活動や社協の活動財源として地域住民に理解いただき、納入いただきます。
	現状	令和6年度実績 一般会費:6,987,700円 法人会費:297,000円 年々減少傾向にある中で、近年募金等に関する新聞記事などから「強制ではないか」という声が多く聞かれます。あくまでも任意のものであり、地域住民で福祉を支えるためのものであることを強調しています。また、集金について区役員の皆様に協力いただいておりますが、負担が大きいとの意見もあり、集金方法について検討が必要な状態です。
	達成目標	令和7年度目標額 一般会費:6,700,000円 法人会費:290,000円 ① 社協会費納入を通して、地域福祉を推進する会員として関心を持ってもらい、社協活動、地域福祉活動について考える取り組みとします。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況	新任区長へ向けて事業説明を実施するとともに、法人会員に向けて広報誌「ささええるこもろ」を配布し、事業理解の促進を図りました。 令和7年度の状況は以下の通りです。 ・一般会費:6,724,500円 ・法人会費:308,000円 また、新規社協会費事業として夏休みの居場所作りの一環としてサマーキッズフェスタ2025を開催し、2日間計50人の子どもたちが参加しました。	
今後に向けて	一般会費納付額の20%を各区へ還元し、地区活動に役立てていただきます。 法人会員についてはホームページ等で情報発信いたします。 会費を広く市民に還元できるような事業を実施します。	

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-2 リフト車・福祉用具貸与事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	外出等に制限がある人の社会参加する機会を確保し、その人らしい生活の実現を支援します。		
	現状	リフト車貸出契約者数は令和6年度大きく増加がみられました。新規契約者のほとんどが市内福祉施設からの紹介となっています。車いす貸出は継続利用の方が多く、ホームページから事象を知って来られる方もおり、貸出件数は微増となっています。 外出する機会が増え、通院目的に限らず、観光等を目的とする利用者が多くいます。		
	達成目標	① より多くの人々が本事業を活用できるよう、情報発信方法を工夫します。 ② 民間団体や企業と連携し、社協での支援が困難な場合は関連企業等へつなげます。		
	事業の方法	対象者	高齢者、障がい者、けが等による一時的な身体不自由者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 受付簿を作成し、利用状況の確認を行います。利用状況についてはシステム上で管理します。 ①-2 リフト車貸出では、年度ごとに契約し、リフト車を貸し出します。 ①-3 定期点検の実施や必要な修繕等を行い、貸出するリフト車や車いすの安全を確保します。 ②-1 利用目的や相談内容をお聞きし、必要に応じて関係機関へつなげます。 ②-2 利用者のニーズに対応できない場合は、レンタカーやタクシー業者、福祉用具業者等をご案内します。	
		その他		
実施状況	実績は以下の通りです。 ・リフト車貸出 令和7年度実績：契約件数25件(内、初回登録18件、再登録7件)、貸出回数 98回 令和6年度実績：契約件数17件(内、初回登録13件、再登録4件)、貸出回数147回(参考) ・車いす貸出 令和7年度実績：103回 令和6年度実績：81回(参考)			
今後に向けて	リフト車貸出・車いす貸出について、ともに広報誌「ささえーるこもろ」やホームページ等を活用した事業周知を図り、高齢者・障がい者等の外出機会の確保の一助となるよう事業実施に努めます。 また、リフト車・車いす以外の福祉用具等の貸出について、住民や関係者等の思いを常に捉え必要性について検討していきます。			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-3 福祉人材育成／総務生活支援係		
事業概要	目的	将来の福祉人材を育成します。		
	現状	・佐久大学、長野大学の2校の養成校からSW実習ⅠおよびⅡの受入を行っています。（各校2名のⅠ・Ⅱで計8名） ・実習指導者は現在6名。新カリキュラムでのプログラムが令和5年度から始まっています。 ・中学校の職場体験の受入は、学校の希望に応じて対応しています。		
	達成目標	① 地元の福祉系大学の学生の受け入れを継続し、ソーシャルワークの基本となる個別支援、地域支援を学べる環境を活かした実習プログラムを提供します。 ② よりよい実習時間となるよう養成校や他の実習受入施設と情報交換等の機会に参加します。		
	事業の方法	対象者	養成校の学生	
		時期・頻度	夏季・春季	
		内容	① 各系の特色を活かした個別支援と地域支援の連続性のあるプログラムの立案を行います。 ②-1 各養成校の情報交換会などに参加します。 ②-2 法人内の実習指導者の受講資格のある職員が研修を受け、法人内のチームとして実習指導ができる体制を継続します。	
		その他		
実施状況	8月7日(木)～9月9日(火)、長野大学・佐久大学から各2名、計4名の夏季180時間ソーシャルワーク実習を受け入れました。また、2/16(月)～2/26日(木)、佐久大学から2名の春季60時間ソーシャルワーク実習を受け入れました。 実習指導者養成研修を2名が受講し、各係1名以上実習指導者を配置する体制が整いました。			
今後に向けて	各大学が主催する夏季180時間ソーシャルワーク実習報告会等に参加し、連携を強化します。 当社協及び専門職について学ぶだけではなく、実習先が変わる春季・夏季の実習に学生が関連付けや継続性を持った学びができるよう、実習プログラムを工夫します。 令和8年度も夏季180時間、春季60時間ソーシャルワーク実習を長野大学・佐久大学から各2名受け入れる予定です。			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-4 災害時等住民支え合いマップ/地域福祉係
事業概要	目的	災害時等、区に誰も取り残さない仕組みづくりを推進します。
	現状	新型コロナウイルス感染拡大や役員の交代により長期間マップの更新ができなかった区より、説明と更新を希望する声があります。要請があった区には職員が出向きマップの意義や活用方法等について説明を行い、区独自で更新を進める場合は更新に係る備品の貸出を行っています。
	達成目標	① 情報をマップへ落とし込む過程を通して、地域住民の防災意識の向上を支援します。区の情報視覚化することで区内のつながりを再確認し、常日頃から誰も孤立させない支援体制の整備及び強化を図ります。
	対象者	区長、区役員、民生・児童委員、福祉推進委員、地域住民 等
	時期・頻度	・年1回程度(区によって頻度は異なる) ・通年
	内容	①-1 各区からの要請に応じて職員が更新の場に同席し、マップの説明を行います。更新の動きがみられない区へはアプローチし、地域住民と連携を図ります。 ①-2 区の実情に合わせたマップの更新及び活用方法が標準化できるよう、地域住民とともに検討します。 ①-3 社協広報誌「ささえーるこもろ」への記事掲載等、メディアを活用することで本事業の啓発に努めつつ、定期的なマップ更新を促します。 ①-4 年に1回各区に調査票を配付し、マップ更新状況を把握します。 ①-5 個別避難計画については、引き続き関係機関と協議を重ねます。
	その他	
実施状況		マップ更新に関するアンケート調査を実施しました。回答いただいた61区中29区がマップを更新しており、32区が未更新となっています。 令和7年度は10区のマップ更新に同席しました。
今後に向けて		各区から要請があった際にはマップ更新を支援します。 地区支え合い活動説明会や広報誌「ささえーるこもろ」にて本事業を周知します。 個別避難計画との関係性や各区のマップの更新状況などを小諸市役所担当課と情報共有します。

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-5 広報活動／総務生活支援係		
事業概要	目的	当会の事業や地域活動等を紹介し、福祉への理解の啓発を行います。		
	現状	広報活動を業務として位置づけ、所管する部署を総務係とし体制整備を図っています。 HPやSNSを使った情報発信を行っています。 3月号を増版とし、年6回、社協情報誌「ささえーるこもろ」を発行しています。 ささえ愛♡チャンネルの放映（毎日、更新は月1回）		
	達成目標	① 最新の情報が届けられるよう、HPやSNSを使った情報発信を行います。 ② 事業や地域活動の情報を掲載した社協情報誌を年6回以上発行します。 ③ 福祉をテーマとし、市民目線で分かりやすい内容をささえ愛♡チャンネルで放映します。 ④ 若年層に向けて社協を知るきっかけ作りを行います。 ⑤ モニター制度について再度検討し、導入に向けて取り組みます。		
	事業の方法	対象者	住民、関係機関	
		時期・頻度	HP、SNS：適時 社協情報誌：年6回 ささえ愛♡チャンネル：毎日（更新は月1回）	
		内容	① 市内保育園幼稚園に協力を得て、ささえ愛♡チャンネルや社協情報誌に登場してもらい、若年層へ向けたきっかけを作ります。 ② 各係の広報委員を中心に、HPやSNSを活用した情報を発信します。 ③ 地域活動や当会の事業を理解につながるよう、住民目線での記事を作成し、発信します。 ④ ささえ愛♡チャンネルの視聴率について、コミュニティテレビこもろと研究します。	
		その他		
実施状況	昨年度に引き続き、ささえ愛♡チャンネル(YouTubeチャンネル)のオープニング・エンディングや広報誌「ささえーるこもろ」の表紙について市内保育園へ出演を依頼し、子育て世帯にも福祉の情報が行き届くよう工夫をしました。 また、イベント等についてはホームページや各種SNSを活用することで、幅広い周知ならびに若年層へのアプローチに取り組みました。			
今後に向けて	引き続きホームページやSNS等を活用し、地域活動や各種イベントについて新鮮な情報発信を意識した広報活動を継続します。また手話を取り入れた情報発信を検討し、広く福祉の周知に取り組みます。			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-6 福祉推進委員会の設置・運営支援/地域福祉係
事業概要	目的	各区に設置し、区の支え合い活動の継続を図ります。
	現状	全68区に設置されています。構成メンバーや規模、活動内容等は区ごと異なります。委員会が開催される場合は、地区担当者が同席し、委員会体制の現状や課題の把握を行っています。
	達成目標	① 各区福祉推進委員会と連携、情報共有を行うことで活動内容の実態と運営に係る課題を把握します。 ② 各区の実情に合った方法で福祉推進委員会が設置されるよう、継続的に相談支援を実施します。
	対象者	区の支え合い活動に関わる地域住民
	時期・頻度	通年
	内容	① 年1回の調査票の配付や各福祉推進委員会への同席を行い、地区担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら各福祉推進委員会活動の実態把握に努めます。 ②-1 設置区に社協会費から年間10,000円の補助金を交付します。 ②-2 福祉推進委員会の運営に係る相談支援を行い、区の実情に合わせた運営方法を地域住民とともに検討する場を持ちます。
実施状況	その他	
	実施状況	昨年度と同様に全68区に福祉推進委員会が設置され、6月に補助金を交付しました。 各区福祉推進委員会へ同席し、各区の委員会体制や課題について情報収集を進めました。 地区支え合い活動事業説明会等の機会を活用し、福祉推進委員会の理解の促進に取り組みました。委員会への理解が不十分な区に対しては、区の役員を対象とした小規模な説明会の開催や、区役員、民生・児童委員、保健推進員などの区内コーディネートを担うなどの個別支援を実施しました。
今後に向けて		福祉推進委員会は、構成メンバーや活動頻度などが区ごと異なる、という特徴があるため、類似モデルの情報提供等を行うことで各区の実情に合った組織づくりを支援します。 民生・児童委員の一斉改選により、福祉推進委員会に対する相談対応が増加することが予想されます。地区支え合い活動事業説明会や、毎月開催される民児協地区会などの機会を活用し、分かりやすい情報発信に努めていきます。

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-7 地域福祉活動計画の推進/地域福祉係
事業概要	目的	市と一体的に作成する地域福祉計画・地域福祉活動計画が毎年度の事業計画や中長期経営計画(前:発展強化計画)と連動するよう本計画を推進していきます。
	現状	第1次計画から地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定されています。(～令和6年度まで)令和7年度からの第2期計画の更新に向け、市に提案、連携しながら策定を進めました。
	達成目標	① 計画の理念や目標の実現に向け、地域福祉の推進に取り組みます。 ② 毎年度の事業計画に反映できるよう、地域福祉活動計画の進捗や概要を共有します。
	対象者	市、法人役職員、住民、関係機関
	時期・頻度	適時
	内容	① 住民や関係機関、市やと連携しながら施策に取り組みます。 ② 法人全体に係る計画でもあり、各事業計画が同じ方向性を持った計画となるよう、法人全体で共有する機会を持ちます。
実施状況		第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の1年目の進捗管理を行いました。定期的に市役所担当課と協議する場を持ち計画の進め方や評価など意見交換を行いました。9月と2月に開催した健康福祉審議会では、本計画を「わがこと」として捉えていただけるよう健康福祉審議会委員と事務局が一緒に考える機会を設けました。
今後に向けて		行政と両輪で進める計画であり、これまで同様、行政と協議の場を継続します。審議会の在り方や評価の在り方などを検討していきます。

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-8 福祉学習/地域福祉係
事業概要	目的	学習を通じて福祉を自分事として捉え、地域共生社会の推進を図ります。
	現状	小諸市内の小、中学校などから福祉学習の依頼を受けています。(令和6年度:小学校2校延べ2回、中学校2校延べ5回、福祉関係事業所1箇所延べ2回)小諸市外の学校に福祉学習に係る物品の貸出を行っています。市内外での福祉学習の実践を視察し、福祉学習に関する情報収集を行っています。(市内小学校1校、佐久穂町)学校と打ち合わせで活用できる福祉学習ガイドブックを改訂しました。
	達成目標	① 福祉学習の内容に合わせてコーディネートを行い、市内各機関や当事者と連携しながら学習活動を展開します。
	対象者	小諸市内の小・中学校 等
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 要望に応じた学習内容を提供するために、法人内の他係や市内事業所、当事者等と連携します。 ①-2 市内学校及び地域で福祉への学びの機会が増えるよう、社協広報誌「ささえーるこもろ」への記事掲載やメディアや校長会などを活用して、本事業の周知に努めます。
	その他	
実施状況	市内中学校2校に対して実施しました。 小諸東中学校では1学年を対象に講演やアイマスク体験、手話体験、認知症講座を行い、行政や佐久聴覚障害者協会と連携しながら福祉に対する学びを深めました。 芦原中学校では3学年を対象に福祉についての講演や車いす体験、アイマスク体験、手話体験、認知症講座、ボッチャ体験、市内の福祉事業所訪問に関する支援を行いました。行政や佐久聴覚障害者協会のほか、福祉用具業者から車いすのレンタルや学校のつながりで当事者を招くなど、様々な連携で実施できました。 今年度の福祉学習のまとめを発表する場として、ふれあいまつりに福祉学習の展示ブースを設け、当日の映像やまとめの展示などを行いました。	
今後に向けて	引き続き小学校等から福祉学習に関する相談があった際には関係者と連携しながら対応するとともに、市内外の福祉学習に関する情報収集を行います。福祉についての学びを広げることで、地域共生社会を推進します。	

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-9 地域の居場所づくり事業/地域福祉係
事業概要	目的	すべての子どもを対象としたなかで、子どもに関わる人を増やし、子どもも保護者も安心感が得られる居場所となり、地域の子どものつながりづくりを目指します。
	現状	[小諸市こども計画策定のための調査結果の概要から] ・相対的貧困家庭では、配偶者がいない割合、子育てを主に母親が行う割合が高くなっています。 ・児童扶養手当受給者において「子どものことを考える余裕がない」割合が42.1%にのぼっています。 ・頼れる家族・友人のいずれもない状況にある割合が一定数います。 ・サマーキッズフェスタ2024の実施から、「夏季休暇に昼食があり過ごせる場」にニーズがみえてきています。
	達成目標	① 世代や学校区域を越え、こども同士の交流や多世代との関わりを楽しむことで孤立を防ぎ、さまざまな体験を通して地域を知り、ワクワクドキドキ感が芽生え、生きる力をはぐくむ機会を提供する。 ② 長期休暇期間中に自宅以外に過ごす場所がある。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況	サマーキッズフェスタを7月29日、8月18日に開催し、両日25名の小学生の参加がありました。支援者側として、民生・児童委員協議会をはじめ、高校生や看護学生、実習生や市内飲食店、こども食堂等に協力いただきました。また、市内企業等に協力いただきお仕事体験ができ、多世代・多機関が連携する場となりました。当日はボッチャ体験、調理実習、手話体験、お仕事体験を行い、様々な体験を通じて子どもたちの可能性を広げる機会を設けました。	
今後に向けて	アンケート結果や参加スタッフなどから挙げた意見を参考にして令和8年度もキッズフェスタを実施します。市内で同様のイベントを開催したいという声が聞かれています。地域全体で子どもの居場所が広がるよう、他の団体等と連携していきます。	

1.地域福祉協働

1-3 介護予防地域支援事業

事業名/所管部署		1-3 介護予防地域支援事業／地域福祉係		
事業概要	目的	高齢者の社会参加を促し、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。		
	現状	新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、開催数及び参加者数が大幅に増加しています。各区での開催回数に偏りはありませんが、各区の実情に合った活動が行われています。介護予防教室と給食会を併せて実施する区が増加しています。		
	達成目標	① 高齢者の身近な地域における交流の場（給食会、介護予防教室、お茶会、世代間交流等）が、住民主体により開催されることを支援します。		
	事業の方法	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者	
		時期・頻度	通年 各地区より依頼があった時	
		内容	①-1 地区の事業内容の要望に合わせて講師の派遣調整を行うとともに、各区の相談役となり、いつでも対応できる体制を構築します。 ①-2 開催が少ない区に対し、地区会等の機会を通して聞き取りを行い、希望に応じて開催に向けた支援を行います。 ①-3 地域のニーズにあわせ、ぼらせんこもろや市内福祉施設等と連携して新たな講師を発掘し、内容の充実を図るとともに、設定された基準で講師謝礼金や補助金の交付をします。 ①-4 区の希望に合わせて各種備品の貸し出しをします。	
		その他		
	実施状況	67区で介護予防地域交流事業が実施されました。延べ報告回数は60回程減少し、併せて延べ参加者数も1,000名程減少しました。報告回数・参加者数が減少した要因としては、夏季の猛暑によるサロン活動の自粛啓発の影響が考えられます。 活動のうち最も多かった内容は「介護予防教室（約36%）」であり、次いで「お茶会・サロン（約31%）」となりました。社協に登録している講師とのマッチングは147件であり、講師を呼んだ各種教室の開催が増加しました。6月と2月には「地区支え合い活動事業説明会」を実施し、区役員や民生・児童委員を対象として介護予防に関する各事業について周知する機会を設けました。		
今後に向けて	引き続き、各区からの依頼に基づき講師派遣調整及び謝礼金の支払い等を行います。介護予防教室の開催について相談が寄せられた場合は、各区の活動などについて情報提供し、区の実情に合った開催を支援します。令和7年11月末に民生・児童委員の一斉改選があったため、令和8年度は各区における介護予防地域交流事業の開催時間・方法に変化が生じると予想されます。地区支え合い活動事業説明会や毎月の民児協地区会などの場を活用して、随時相談を受けていきます。			

1.地域福祉協働

1-4 一般高齢者介護予防事業

事業名/所管部署		1-4 一般高齢者介護予防事業/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者の社会参加を促し、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。
	現状	【健康達人区らぶ】 新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、開催数及び延べ参加者数が増加しました。夏日の開催は熱中症へのリスク管理のため気温に応じて開催中止の促しや開催時間の変更など対応を行いました。 【こもれびサロン】 毎週月曜日・水曜日に定期的に開催しています。仲間づくり、交流の機会となっており、男性参加者も以前と比較し増加しています。
	達成目標	① 高齢者の身近な地域における介護予防教室等の実施を通じて、高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減及び悪化の防止を図ります。人と人とのつながりを保つことにより高齢者の生活の質の向上に努めます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
	時期・頻度	【健康達人区らぶ】各区において月1回程度開催 【こもれびサロン】週2回程度開催
	事業の方法	【健康達人区らぶ】 ①-1 事業目的に沿った内容となるよう月毎のテーマを設定し、テーマごとに専門職の意見等を参考にしながら内容の充実を図ります。 ①-2 参加者や開催回数の少ない区に対して、参加者及び回数が増えるよう働きかけを行います。 ①-3 高齢者が身近な地域における人と人とのつながりを維持できるよう、継続的な参加や該当者の新規参加を促すための工夫を図ります。 ①-4 時季に合わせた実施環境を整え、参加者の体調リスクに配慮した開催をします。 【こもれびサロン】 ①-1 高齢者の興味関心を通しての介護予防・仲間づくり・参加者同士の交流・健康相談の継続を図ります。 ①-2 新規利用へつなげるため新たな内容を取り入れるとともに、情報誌やHPなどを活用し、市民へ活動の周知を図ります。
	その他	
実施状況		【健康達人区らぶ】 68区中65区で開催されました。今年度は熱中症対策を実施したため、延べ開催数及び延べ参加者数が減少しました。一方で、実参加者数及び新規参加者数は増加しました。民生・児童委員の一斉改選により新規参加者の開拓が進んだことが、その要因として考えられます。 【こもれび達人】 夏季期間中、多くの区で健康達人区らぶが中止となったことを受け、9月から試験的に「小諸市高齢者福祉センターこもれび」にて健康達人区らぶ(こもれび達人)を開始しました。全18回開催し、延べ97名の参加がありました。 【こもれびサロン】 全90回開催され、延べ参加者数は825名となりました。年代別に見ると70代、80代、90代の順で利用が多くなっています。70～80代の利用は昨年と比較して減少しましたが、90代の利用は増加しました。
今後に向けて		参加者が興味・関心を持つことができるテーマを選定し、自主的に参加できるように内容を工夫して進めています。季節の歌や脳トレ、ゲーム等レクリエーションを併せて実施し、内容の充実を図ります。 こもれび達人とこもれびサロンについては、各区の健康達人区らぶ等に参加できない方の集いの場や新たな居場所として、今後も継続して開催していきます。こもれび達人をきっかけに小諸市高齢者福祉センターこもれびの利用登録をした方もいるため、センターの認知度向上も視野に活動を周知いたします。

1.地域福祉協働

1-5 小口資金貸付事業

事業名/所管部署		1-5 小口資金貸付事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に資金が必要と認められた者に貸付をすることで、生活支援・生活再建を図ります。		
	現状	「給料日や年金支給日まで生活費が不足している」「突発的な支払いにより生活費が不足している」「ライフラインの支払いが一時的に困難」などの相談があります。慢性的に収入が低い世帯の相談が多く、生活保護申請中や受給中の相談者への貸付が4割程度を占めています。年1回償還督促業務を行い、生活状況の把握、不能欠損処理等を行います。		
	達成目標	①貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ②貸付後の償還状況把握、生活状況や家計状況等確認のフォロー支援を行います。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介、他機関へつなぎます。 ①-2 緊急時には市と連携しながら一時的な貸し付けを行います。 ②-1 貸付後、返済計画に基づく返済時に生活状況の聞き取りを行い、貸付後の経過について確認し、必要な場合には相談支援を行います。 ②-2 返済が滞った場合、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。	
		その他		
実施状況	実績は以下の通りです。 ・貸付実績 18件、352,100円 (内訳/生活保護世帯14件(うち、高齢者世帯6件)、高齢者世帯0件、ひとり親世帯1件、その他3件) ・償還実績 実人数26名(延べ人数43名)、322,469円			
今後に向けて	引き続き、生活支援・生活再建に向けて、必要な世帯への一時的な貸付と必要な機関を巻き込んだ相談支援に取り組めます。 年1回の督促業務では現在の生活状況を伺いながら適切な支援機関へのつなぎ等に取り組めます。 貸付実施世帯に対し、家計状況に応じた返済につながるよう支援します。			

1.地域福祉協働

1-6 生活福祉資金貸付事業

事業名/所管部署		1-6 生活福祉資金貸付事業／総務生活支援係
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者、障がい者・高齢者世帯に対する資金貸付の相談窓口、申請手続きを支援し、生活支援・生活再建を図ります。 ※資金の貸付元は長野県社会福祉協議会
	現状	① 県社協貸付担当と随時相談し、生活再建につながるよう相談支援、申請手続きを行っています。新型コロナウイルス特例貸付は令和4年9月末ですべて終了しそれ以降は従来の生活福祉資金貸付制度で対応しています。傾向としては母子世帯の教育支援資金貸付や緊急小口資金の相談が多い状況です。 ② 令和6年11月末に貸付元より全借入者に対し、貸付状況のお知らせが送付されたことで償還に関する相談も微増しています。相談内容に対して適切な相談先を紹介するとともに、電話相談・面談による借入者の現状の把握に努め、相談支援を継続しています。 ③ 令和5年1月1日から新型コロナウイルス特例貸付の返済が開始され、主に借受人が外国籍、高齢者、何らかの特性がありひとりでの文章理解や手続きが困難な方の問合せ対応や免除申請・償還猶予申請の手続き支援、返済が困難な方への相談支援を継続しています。
	達成目標	① 貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ② 償還相談等について丁寧に現在の生活状況を聞き取り、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう継続的な相談支援につなげます。 ③ 特例貸付実施世帯に対し、アウトリーチにより償還に関するフォローアップ支援を実施し、必要な相談支援につなげます。
	事業の方法	対象者
		市内在住者
		時期・頻度
		通年
	内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介、他機関へつなぎます。 ①-2 アセスメントの上貸付が必要と考えられる世帯の書類作成等申込支援を行い、長野県社会福祉協議会に申請します。 ②-1 貸付後、状況に応じて必要な時には、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。 ②-2 長野県社会福祉協議会の償還指導に協力します。 ③特例貸付を実施し、返済が滞っている世帯に対して、フォローの必要の高い世帯を優先に、アウトリーチにより効果的なフォローアップ支援を行います。
		その他
実施状況	実績は以下の通りです。 ・貸付実績:3件 1,011,000円(内訳/福祉資金福祉費1件、教育支援資金2件) ・貸付相談実績 相談者実人数:62名(内訳/高齢者世帯7名、母子父子世帯10名、外国籍4名、その他41名) 相談対応回数:317回(内訳/相談者188回、関係機関90回、県社協39回) ・償還相談実績 償還相談実人数:13名 償還相談対応回数:47回 13回以上滞納世帯を中心に訪問面談し生活実態の把握に努めました。委託元の県社協をはじめ他機関とも連携を図りながら、償還免除等申請支援や借受人世帯とのつながりの再構築を図りました。 実績:総相談対応件数449件	
今後に向けて	引き続き、生活支援・生活再建に向けて、必要な世帯への貸付と必要な機関を巻き込んだ相談支援に取り組みます。 償還困難になっている世帯を中心に訪問面談し、借受人世帯の困りごとに応じた生活支援・フォローアップ支援に努めます。自立相談支援機関(まいさぼ小諸)や地域包括支援センターが併設されている利点を活かしつつ、貸付元の県社協とも連携を図りながら生活基盤を安定させるための事業展開を図ります。	

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業/ 相談支援係(小諸市生活就労支援センターまいさば小諸)		
事業概要	目的	生活困窮者が抱える多様で複合的な困難に対して、相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、就労支援等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。		
	現状	世代や属性に捉われないすべての相談者、世帯に対して伴走支援を行っています。複合化、複雑化した困難を抱える相談者や世帯が多くなっています。各種丁寧な相談対応、関係機関への責任あるつなぎ、世帯を取り巻く支援ネットワークの構築をしています。 (令和6年度上半期は新規相談件数月平均13件、相談対応延べ件数月平均444回。)		
	達成目標	① 経済困窮、社会的孤立等様々な課題に対して状況に応じた支援を行い、生活保護に至る前の段階からの自立の促進を図ります。		
	事業の方法	対象者	生活保護受給者を含まない、生活に困窮している方。	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 相談者の困りごとに寄り添い、多機関多職種と連携し伴走支援をします。 ①-2 支援プランを作成し支援調整会議で関係機関との役割分担等について調整を行います。 ①-3 必要に応じてハローワークへ同行支援をします。	
		その他		
実施状況	新規相談は昨年度より13件増加し205件でした。 今年度月平均:新規相談17件、相談実人数100人、総相談件数439件 昨年度月平均:新規相談16件、相談実人数93人、総相談件数482件 新規相談者増加の要因として、研修や講演の場での発信などを通して、関係機関や市民に相談窓口としてのまいさば小諸が浸透してきていることが考えられます。一方で総相談件数が減少している要因として、早期自立につながった方や関係機関につないだ方が多かったことが考えられます。 【研修や講演の場での周知・発信の機会によるネットワーク構築】 今年度は7月に主任児童委員連絡会、9月に介護保険特定事業所事例検討会、10月には在宅サービス調整会議、令和8年1月には保護司会での研修講師として相談窓口について発信をすることができました。「まずはまいさばを知ってもらう」ことがスタートでありその先に相談者の紹介や連携支援、ネットワーク構築につながるため、各回ともに有意義な時間になりました。			
今後に向けて	引き続き、全世代の「暮らしのワンストップ相談窓口」として、関係機関との連携や各種制度を社会資源として活用し、孤立を防ぎ自立に向けた伴走支援を行います。 また、複雑化、複合的な課題を抱えている方が多く、まいさば小諸のみの支援では限界があるため、活発な多機関連携支援、社会資源等多機関協働をしていきます。			

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-2 生活困窮者家計改善支援事業/ 相談支援係(小諸市生活就労支援センターまいさぽ小諸)
事業概要	目的	家計収支全体の改善等を図る観点から、生活困窮者の家計等に関するきめ細やかな相談支援を強化して家計管理能力を高めることを計画的に支援します。
	現状	家計の状況を把握、現状に至った背景を探り、助言や関係機関(ライフライン業者)との連絡調整を行っています。債務相談については法テラスに依頼し弁護士相談を調整し同席しています。
	達成目標	① 家計の可視化を図り、相談者と共に課題への対策を考え、生活再建につながる支援をします。
	対象者	生活に困窮し、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援が必要と認めた方。
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 相談者自身による家計における課題発見にかかわる支援を行います。 ①-2 家計における目標を設定し、家計の再生に向けた支援を行います。 ①-3 支援対象者自ら家計管理を継続していける支援を行います。
実施状況	その他	
	実施状況	債務相談や法律相談につながる方が多く、法テラスと連携するケースが多くありました。知的障がいや精神疾患、高齢者など何らかの生きづらさがある方の債務相談が多い印象です。 公共料金や税金の滞納相談、ライフラインが停まってしまうなどの相談も多く、多機関(ライフライン業者、税務課など)との連絡調整も増えました。また、必要時は総務生活支援係の小口資金貸付、生活福祉資金貸付と連携し支援しました。 突発的な支出で一時的に家計が苦しくなる方もいますが、慢性的に困窮している方、優先順位や先の見通しが立てられないなど金銭管理自体に課題のある方が多い状況です。
今後に向けて		引き続き、相談者一人ひとりの特性や生活背景を捉え、家計に関して緊急性を判断しながら、相談者と共に家計の見える化・課題を明確化することで家計改善支援に取り組めます。

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業/ 相談支援係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援します。
	現状	令和6年9月から就労支援プログラム「ほっと♡サロン」を開催しています。一般就労を目指す相談者同士が交流できる場として3名の方が参加しています。 令和6年度上半期プチバイトの利用人数は4名でした。新たに5件の企業・事業所にプチバイト登録をしていただきました。
	達成目標	① 就労へ向けた準備期間の支援を通して、自立若しくは他機関とつながるまで支援します。 ② 就労体験(プチバイト)の場を開拓し、相談者が地域の事業所、企業等とつながり社会体験ができる機会の場の提供に取り組みます。 ③ 本事業の目指す姿について理解を深め、事業展開に活かせるよう取り組みます。
	対象者	生活に困窮し、就労までに準備が必要と認めた方。
	時期・頻度	通年
事業の方法	内容	①-1 日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援の視点で就労準備支援プログラムの作成し、支援を行います。 ①-2 「ほっと♡サロン」を定期的で開催していきます。 ② プチバイト事業所の開拓に取り組みます。 ③ 他市まいさぼに情報収集を行い、県社協に助言を仰ぎ、研修などに参加します。
	その他	プログラム作成支援の実施期間は1年を超えない範囲となります。
実施状況	10代から40代までの男女5名(男性2名、女性3名)の就労経験や社会とのつながりが少ない方がプチバイトを利用し、相談者の希望や興味に応じた体験機会の提供ができました。 プチバイト先として新たに6か所の事業所に登録いただき、支援の幅を広げることができました。 個別支援においては、体験先のマッチングや同行、見守り、振り返りの機会を設け伴走しています。プログラム作成支援の実施期間は1年毎ですが状況に応じて継続的に支援をしています。 【新規登録先6か所】 テッパンキッチンポーキー、合同会社セイジン、(株)フィールド、浅間南麓こもろ医療センター、老人保健施設こまくさ、マール動物病院(佐久市)	
今後に向け	プチバイト終了後の展開として、定期的な面談や体験就労(県社協事業)の紹介を行い、一人ひとりの自立に向けた支援に努めます。また、プチバイト登録企業、事業所との関係が希薄にならぬよう連絡し、関係性の維持に取り組み、社協内他事業での企業連携と連動できるよう係間連携します。	

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「学びあえーる」/ 相談支援係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	生活保護世帯、生活困窮者世帯、児童扶養手当制度及び就学援助制度を活用する世帯を対象とし、基礎学力の向上のための学習や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学及び卒業を支援する事で子どもの将来の社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。
	現状	令和6年度上半期では2名の利用者に対して実施をしています。 集合型で、社協を会場とし毎週金曜日に週末の宿題や自主学習を進めています。 また、ひきこもり傾向のある生徒には、自宅から出ることや身体を動かすことを目的に、運動を実施するなど、利用者に合わせた伴走支援を行っています。
	達成目標	① 事業を必要としている方へ行き渡るよう周知や関係機関との連携を図ります。 ② 学習習慣の定着や生活力の向上等を目的に、環境や内容等、個々に合わせた支援を柔軟に行い、利用者のみならず世帯全体の支援を可能とし貧困の連鎖を止める一助になるよう努めます。
	対象者	生活保護世帯、生活困窮世帯、児童扶養手当制度及び就学援助制度を活用する世帯の小中学生から中学生までを対象と認めた児童・生徒。
	時期・頻度	通年。 原則として週に1回、訪問の場合は1日2時間以内、施設開所の場合は1日5時間以内での実施。
	内容	① 行政関係課、教育機関、関係機関と連携を図りながら、事業が必要な方に情報が届くよう周知します。 ②-1 学習支援として、学校の勉強や課題等の全般的な学習支援の他、学習習慣の定着を目指し対象者の状況に応じた支援を行います。また適時関係機関と情報共有を行います。 ②-2 その他、対象者及びその保護者に対して、日常生活や家庭での学習・生活習慣についても助言及び支援を行います。
実施状況	その他	
	実施状況	新規ケース2件、延べ4件(1件終結)に対し実施しました。3件は社協、1件は自宅を会場としました。(実施回数延べ97回、イベント5回、個別の会議開催延べ6回) 医療へのつなぎ、療育支援が必要と思われる世帯もあり、関係機関と共有し、子どもにとっての居場所、成長の場を探ることも必要であると感じ、本事業は子どもだけでなく世帯のアセスメントの場としても活用できると感じました。 支援協力員は1名の新規登録者がおり、4名の支援協力員が活動しました。 春から夏にかけては「学びあえーる農園」で夏野菜を作り、苗を植え水をやり、成長を感じながら採れた野菜を食べる初めての体験ができました。児童が学習以外の経験をする機会を作ることができました。
今後に向けて		世帯の実情や児童・生徒の気持ちに合わせ寄り添った支援ができるよう、柔軟に対応します。関係機関と情報共有しながら世帯支援を意識します。来年度は、支援協力員が情報共有する場を設けます。

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-5 小諸市被保護者就労支援事業／相談支援係		
事業概要	目的	被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とします。(実施要領より)		
	現状	生活就労支援センター「まいさぼ小諸」での生活保護受給者等就労自立促進事業でのハローワークとの連携支援の積み重ねにより、就労支援の実績を積んできました。		
	達成目標	① 福祉事務所との打ち合わせや協議をし、本事業における役割を明確にします。 ② 被保護者の自立に向けた就労支援を福祉事務所やハローワークなど関係機関と連携し支援を行います。		
	事業の方法	対象者	福祉事務所が就労可能と判断する被保護者であって就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者(実施要領より)	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 福祉事務所と定期的な協議、意見交換の場を調整します。 ② 対象者への就労支援を行います。(相談、助言、求職活動への支援・同行、連絡調整など)	
		その他		
実施状況	今年度から新たに本事業を受託しました。 新規相談者の依頼ケースは9名、延べ対応回数89回(月平均7回)で実際に就労が実現したケースは5名で就職決定率は約6割でした。 就労支援プログラム支援計画表を作成し生活保護受給者等就労自立促進事業を利用しハローワークと連携を重ねています。			
今後に向けて	車を所持しておらず、公共交通機関を利用できない支援対象者のハローワーク等への移動手段の検討や、ケースワーカーとの役割分担の再整理が必要と考えています。			

1.地域福祉協働

1-8 ボランティアセンター運営事業

事業名/所管部署		1-8 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業／総務生活支援係
事業概要	目的	市民活動等を総合的に支援するとともに、その推進を図ります。
	現状	・ボランティアコーディネーターを2名配置し、市民活動を支援しています。 (令和6年度実績) ・センター登録数 個人61、団体140 ・市民活動に関する情報発信 ホームページ投稿数 17件/月 ・市民活動等に関する相談・コーディネート 64件/月 ・市民活動の促進を図るためのセンター事業 年5回開催
	達成目標	ボランティアコーディネーターを配置し、市民活動に興味がある方とつながり、活動を後押しすることで市民活動を広げていきます。
	対象者	市民活動を行っている人、これから行おうとしている人(興味がある人)など
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 市民活動等に関する情報の収集、提供及び発信をします。 ・活動の取材やインターネット・新聞等による情報収集 ・ホームページ・facebook・Instagramの更新、広報こもろへの掲載 ①-2 市民活動等に関する相談・コーディネートをします。 ・活動資金・拠点、仲間集めに関すること等、市民活動に有用な情報を提供 ・活動したい人・してほしい人をそれぞれのニーズに合わせてマッチング ①-3 市民活動等に関する啓発及び人材育成に取り組みます。 ・活動に興味がある人と新たにつながるため、地域や企業等へ出向く ・活動者をゲストスピーカーとして、市民活動に関する講座を開催 ①-4 市民活動等に関する活動及び交流の機会の提供に取り組みます。 ・情報交換会を年数回開催 ①-5 適切なセンターの維持管理を行います。
実施状況	その他	
		①-1 情報発信について、ホームページ・SNSの新規投稿数は月平均18件で、閲覧者数は昨年度に比べ17%増加しました。広報こもろには市民活動に関する記事を年6回掲載しました。 ①-2 活動のマッチングについて、「活動をしてほしい」126件、「活動したい」22件に対し、それぞれマッチングを行いました。また、コーディネート業務におけるスキルアップを図るため、関係機関との情報交換を行うほか、各種研修に参加しました。 ①-3・①-4 市民活動の啓発および交流を図るため、情報交換会や講座を計5回実施しました。
今後に向けて		・①-1～5について、継続して取り組みます。 ・開館日の見直しなどにより、多くの方が利用しやすいセンターを目指します。 ・“気軽にできるボランティア”の掘り起こしとコーディネートに力を入れ、市民活動への参加のハードルを下げられるような働きかけを行います。

1.地域福祉協働

1-9 高齢者福祉センター運営事業

事業名/所管部署		1-9 高齢者『こもろ元気』事業／総務生活支援係
事業概要	目的	高齢者が心身ともに健康で明るい生活を送るよう推進します。
	現状	こもれび利用者は入浴を含めてコロナ禍から徐々に利用増となっています。今年度も『こもれび講座』を開設し、様々なテーマで開催しています。心身共に健康維持を目指すものとして、多様なテーマで実施しました。
	達成目標	① 高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減、生活機能を維持するための各種講座を開催し、健康の増進につなげます。 ② 高齢者クラブの活動に対する運営支援を行います。
	事業の方法	対象者
		市内在住の60歳以上の高齢者
		時期・頻度
		【こもれび】 通年 【こもれび講座】 6か月に1回
	内容	①-1 施設の適切な管理運営を行います。 ①-2 各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクリエーションに関する企画及び実施、特に自主事業（こもれび講座）の企画実施に努めます。 （試験的に実施した内容を分析、高齢者の関心がある講座を企画し、内容はジャンルを問わず無料・有料講座を企画し、気軽に体験してもらえるよう働きかける。） ①-3 社協報や広報こもろ、HPなど活用し広報活動をするとともに、参加者が広報媒体となることを期待し、参加者が増えるよう努めます。 ② 高齢者クラブ活動・運営に対する支援に取り組みます。
		その他
実施状況	『こもれび』を多くの方に知ってもらうため、多方面に向けて各イベントの開催に取り組みました。 ①消費者教育アドバイザーによる悪質商法被害防止を目的とした講演会（10月24日） クリスマスに向けたリース作り講習会（12月16日開催） ②高齢者の交通事故削減に対し、本人の運転技能を知ってもらうために、交通安全危険予知予測シミュレータなどの装置を用いた交通安全講習会（2月20日に開催） ③地域包括支援センターと市内医療機関理学療法士の協力のもと、施設内にある運動機具を使った運動教室（1月27日、2月17日、3月24日）	
今後に向けて	引き続き、施設『こもれび』を多くの方に知っていただき、また活用していただけるように、新たにイベント情報・サークル活動状況などを記載した『こもれびカレンダー』の作成に取り組みます。 イベントや講習会は高齢者クラブ会員のみならず、60歳以上の市民にも幅広く参加してもらえるよう、広報や周知の方法を工夫します。	

1.地域福祉協働

1-10 生活支援体制整備事業

事業名/所管部署		1-10 生活支援体制整備事業/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、支援体制の充実及び強化を図ります。
	現状	・第1層生活支援コーディネーターを1名、第2層生活支援コーディネーターを2名配置して活動しています。 ・小諸市にある様々な機関と連携し、地域資源の発見・創出に努めています。 ・令和6年度は昨年度から引き続き「福祉施設の空き車両を活用した移動支援」の取り組みを進めました。また、新たな地域課題として「雪かき・草刈り」への対応を検討しています。 ・佐久圏域の生活支援コーディネーターを訪問し、つながりをつくるとともに、各市町村の取り組みに関する情報収集を行っています。
	達成目標	① 介護保険では対応しきれない潜在的なニーズを把握するために、健康達人区らぶや介護予防教室等の元気高齢者の声を集めます。 ② 他事業所と協働し、ニーズと生活支援等サービスのコーディネートを行うことで、ニーズの解消に努めます。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況	新たな地域づくりを目的としたちょっとした困りごとに対応するための有償生活支援サービスの試行を進めました。東区と新町区を対象に、ちょっとした困りごとを集め、それに対して支援する住民とのマッチングを図りました。小諸市でも活用可能なものなど情報収集を行うため、生活支援コーディネーターとして他市町村社協で行われている事業など視察を行いました。移動支援については、協力いただいている市内介護保険事業所と現状と課題について話し合う場を設けました。 地域ケア推進会議・生活支援体制整備推進会議が年4回開催されました。会議において、移動支援や有償生活支援サービスについて報告し、様々な視点から助言をいただきました。市との定期的な会議を行い、事業の方向性などを確認しています。	
今後に向けて	有償生活支援サービスについては、第1回試行内容を検証し、第2回試行の内容へ反映します。また、本格実施に向けた情報収集を行い、地域課題を解決できる仕組みづくりを進めます。また、引き続き市や包括と連携して新たな地域課題について協議していきます。移動支援についてはこれまでの取り組みを継続するとともに、新たに相談があった際は区と相談を行います。	

1.地域福祉協働

1-11 ファミリーサポートセンター運営事業

事業名/所管部署		1-11 小諸市ファミリーサポートセンター事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	地域における育児の相互援助活動を推進します。		
	現状	・会員数は、依頼会員73名（前年度+12名）、提供会員28名（前年度-1）、両方会員3名（前年度±0）です。 ・市内店舗等へのチラシ・ポスター掲示をお願いし、ファミサポ通信1回発行予定です。 ・他団体主催イベントでの事業説明を5回、講習会を2回開催予定です。 ・交流会を2回開催します。 ・他市町村の講習会を見学する予定です。 ・依頼子ども傷害保険、提供会員傷害保険、賠償責任保険に加入しています。		
	達成目標	① 乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員（預ける側）と、子どもの保育活動の援助を希望する提供会員（預かる側）が安心して活動できるよう相談、連絡調整を行います。 ② 会員が活動に必要な講習や情報交換の機会を提供します。 ③ 活動保険への加入や緊急連絡体制など市との連携を図ります。		
	事業の方法	対象者	依頼会員：市内に居住する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方 提供会員：市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅または依頼会員の自宅で子どもを預かれる方	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 会員数の増加に向け、事業内容の周知等の広報を行います。 ①-2 会員への情報提供を行います。 ②-1 相互援助に必要な知識を付与する説明会、講習会の開催します。 ②-2 会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供します。 ③-1 事業実施内容の向上のため、先進地視察および情報収集を行います。 ③-2 緊急時対応マニュアル等を整備し、市と連携を密に図り、活動に必要な保険の加入及び支払い手続きを支援します。	
		その他	① 5年に1回のフォローアップ講習（救急救命講習・事故防止に関する講習）の実施を周知 ② 講習会を2回実施	
実施状況		①-1 会員数は、依頼会員95名（前年度+18）、提供会員30名（前年度+1）、両方会員3名（前年度±0）です。依頼会員は前年度より18名増加しました。広報は、広報紙「ささええるこもろ」や広報こもろへの掲載、10ヶ月児健診でのパンフレット配布などを実施しました。 ①-2 ファミサポ通信第7号を発行しました。 ②-1 説明会を9回（延べ117名参加）、講習会を2回（延べ21名参加）開催しました。また、令和7年度より新たに「無料体験会」を3回（延べ32名参加）、「預かり会」を5回（延べ24名参加）開催しました。 ②-2 交流会を2回開催しました。（延べ35名参加）。 ③-1 「全国アドバイザー講習会・交流会」「リスクマネジメントセミナー」に参加、また御代田町ファミリーサポートセンターおよび軽井沢町ファミリーサポートセンターの講習会を視察しました。		
今後に向けて		会員数の増加に向け、引き続き事業内容の周知等を行います。 活動依頼の増加に対し、提供会員をいかに増やすかという課題があります。広報紙やSNSを用いた会員募集を続けるとともに、関係機関・団体等との連携や情報提供、会員登録勧奨等工夫を凝らしていきます。		

2.共同募金配分金事業

2-1 高齢者福祉事業

事業名/所管部署		2-1ひとり暮らし高齢者交流事業/地域福祉係		
事業概要	目的	ひとり暮らし高齢者の福祉増進を図ります。		
	現状	・ボランティア団体などの調整やカラオケを通して、レターの会や参加者同士の交流に繋がりました。 ・レターの会より案内状を約360通送付しましたが、それに対する反応が少なく、当日の参加者も減少傾向にあります。		
	達成目標	①本事業の対象者と担当者が一堂に会し、親睦を深めることと併せて市内に在住するひとり暮らし高齢者同士が交流する機会を持つことで、横のつながりを創り、意欲的な生活を送れるようにする。人と人のつながりを保つことにより高齢者の生活の質を向上に努めます。		
	事業の方法	対象者	ふれあいレター・あんしんコール対象者 (市内に住む独居の概ね75歳以上の方)	
		時期・頻度	ふれあいレターの会と開催時期を協議し年1回	
		内容	対象者と実施者が相互に交流できる機会の継続に向け、参加者が減少傾向にあることや開催内容などについてレターの会、あんしんコール実施者と協議し、今後の開催方法について検討していきます。	
		その他	参加費300円(お茶・お菓子代として) 当日のみのボランティア保険に加入	
実施状況	10月2日に高齢者福祉センター「こもれび」で開催し、11名の方が参加されたほか、レターの会から4名参加がありました。催しものとして講師を招いたマジックの披露や参加者同士によるカラオケ、レターの会との交流などが行われました。今年度で終了となるため、参加者にその旨を周知しました。			
今後に向けて	今年度でひとり暮らし高齢者交流事業は終了となりますが、地域におけるひとり暮らし高齢者の社会参加や活動の場に関する情報収集を行います。			

2.共同募金配分金事業

2-2 障がい児・者福祉事業

事業名/所管部署		2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展示会/地域福祉係		
事業概要	目的	障害の有無に関わらず共に楽しみふれあう機会を設けます。		
	現状	前年に引き続き、社会福祉大会と同時開催しました。開催までに3回の実行委員会により内容を協議し、以下のイベントを実施しています。 福祉事業所などで作られた作品展示(ふれあい美術展)・イエローリボン運動(イエローリボンツリー)・福祉事業所、市内の店舗による飲食物や雑貨の販売(ふれあいマルシェ)・食品ロスをしないことを目指す(フードドライブ)・来場者の応援メッセージを届ける機会(色紙の配付)・社会福祉大会、ボッチャ大会の参加者との繋がりを作る機会(金券)・無料で気軽に楽しめるイベント(お菓子のすくい取り)を行っています。		
	達成目標	①市内の福祉施設や福祉団体、ボランティア等で実行委員会を結成し、開催内容について協議し、実施します。		
	事業の方法	対象者	市民	
		時期・頻度	12月の障がい者週間を中心に開催	
		内容	①-1実行委員会で内容を協議、決定し、役割分担をしながら企画実施します。 ①-2関連するイベント等と同時開催し、多くの方に障がいへの理解に係る取り組みとなるよう努めます。 ①-3関連するイベント等との繋がりができるように工夫します。	
		その他		
実施状況	社会福祉大会と併せて開催し、150名以上の方が参加しました。福祉施設や福祉団体、ボランティア等19の参加団体で構成されている実行委員会を年4回開催し、協議を進めました。当日は飲食店3団体にも出展いただきました。また、芦原中学校や小諸東中学校で行った福祉学習について映像を流しました。実行委員会に新たに2団体が加わり盛り上がりを見せていますが、団体が多くなるにつれて会場の大きさが課題となっています。多くの子ども達やその保護者にも参加してもらい、障がいに対する理解を広げるため、スクリーンや市内幼稚園、保育園にチラシを配付するなど周知にも力を入れました。			
今後に向けて	アンケートや実行委員会から上がった意見として、障がい者週間に合わせた開催や今後の開催場所、参加団体によるステージ発表などを希望する声がありました。障がいの有無に関わらず、共にふれあう機会となるように、実行委員会で検討していきます。			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-1 小諸市社会福祉大会（共同募金配分金事業）／総務生活支援係		
事業概要	目的	地域共生社会への思いや意識啓発にかかる取り組みをより多くの市民へ届けます。		
	現状	社会福祉大会と併せてふれあいまつり・障害者作品展示会と同時開催し、多くの方が集えるようなイベントを企画しています。		
	達成目標	地域共生社会に実現に向けた取り組みとなるよう開催します。		
	事業の方法	対象者	市民	
		時期・頻度	年1回	
		内容	「活動を続けていて良かった」と感じて貰えるよう、被表彰者（団体）の活動に関する映像を流すなど、工夫を重ねながら表彰式を行います。 また社協全体で社会福祉大会と併せてふれあいまつりを盛り上げ、多くの方の福祉の理解につながる取り組みとなるよう努めます。	
		その他		
実施状況	11月24日、社会福祉の分野で活躍された方々へ表彰式を行いました。またふれあいまつりとボッチャ大会も同日開催し、当日は子どもから高齢者、障がい者の方々が一堂に会し、地域共生社会への想いや意識啓発に係る取り組みを多くの市民と共有することが出来ました。			
今後に向けて	社会福祉の分野で活躍された方々へ表彰の機会を設けると共に、ふれあいまつりなどイベントも同日開催し、地域共生社会の意識啓発の一助とします。			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

2-3-2 緊急援護事業／総務生活支援係

事業名/所管部署		2-3-2 緊急援護事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	住居等が災害その他緊急援護を必要とするとき赤い羽根共同募金の一部を充当し、限度内において援助します。		
	現状	住居の火災による全焼・全壊、半焼・半壊などの火災規模により、見舞金を支給しています。 ※災害規模は市の見舞金支給と合わせ、県共同募金会へ事後請求 令和5年度は1件。例年5件程度に支給。		
	達成目標	① 市内で火災が発生し、居住に被害があった際には、市や日赤小諸市地区などの関係機関と情報共有し、速やかに支給を行います。		
	事業の方法	対象者	小諸市民	
		時期・頻度	適時	
		内容	①-1 火災が起きた際に、市や日赤小諸市地区などと情報共有を行います。必要に応じて、その他必要な支援を関係機関につなぎます。 ①-2 火災規模や対応内容を記録し、見舞金支給に向けた調整を行います。（被見舞者の訪問日の調整は市福祉課） ①-3 支給後、県共同募金会へ請求事務を行います。	
		その他		
実施状況	火災被害がなく、支援はありませんでした。			
今後に向けて	引き続き行政や日赤小諸市地区会、共同募金会等関係機関との連携を緊密に取りながら、発災時の迅速な対応に努めます。			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-3 緊急食糧等提供事業／相談支援係		
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合などに食糧等の生活に必要な物をお渡しすることで、世帯の自立を促し、円滑な社会生活を送れるように支援します。		
	現状	食糧は備蓄倉庫、第3会議室、廊下キャビネットで保管しています。 原則は再利用期間が6ヶ月を越えてなければ使用できませんが、提供者との関係を切らさないように6ヶ月以内にも食糧支援を実施しているケースがあります。 地域住民から衣類やお米の寄付をいただいたり、カープスフードドライブ、小諸商工会議所女性部から食糧寄付の予定しています。小諸市社会福祉大会でもフードドライブを実施しています。		
	達成目標	① 緊急的な支援として食糧等を希望される方へ提供します。 ② 食糧提供が必要な事例が多いことから、現行の運用の見直しを検討します。		
	事業の方法	対象者	小諸市在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な方へ食糧等の提供を行います。 ＜提供品＞ 大人2～3日分の食糧（世帯人数分） 乳幼児・要介護には必要物品を提供 日用品（シャンプーやトイレトペーパー等） ② 再利用までの期間が現行で妥当であるのか利用状況を確認しながら検討していきます。	
		その他		
実施状況	緊急食糧提供は延べ151件ありました。昨年度に比べ件数が増加しています。 増加の理由として、物価高騰による生活困窮者の増加が考えられます。20代～80代の幅広い年代の方々が本事業を活用しています。特に子育て世帯は関係機関から（市役所こども家庭支援課、健康づくり課）の依頼でつながる方が多い状況です。 住民や団体より食糧等の寄付をいただき活用しました。			
今後に向けて	緊急食糧を必要としている危機的状況の方々が利用できるよう、引き続き関係機関へ周知を行っていきます。食糧支援が相談者との関係性の構築、維持、再びつながるきっかけになるよう活用します。			

3.障がい福祉サービス事業

3-1 障がい児・者相談支援事業

事業名/所管部署		3-1 指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業「ホワイトぼてと」/相談支援係
事業概要	目的	障がい児、者の方に対し、自立支援の視点でアセスメントを行い、ニーズに沿いつつ、在宅生活の継続ができるよう、地域資源の活用を視野に含めたサービス等利用計画案を立案します。
	現状	利用登録者数は障がい者52名/障がい児15名、計67名です。 サービス利用開始・更新時の担当学会議で、モニタリング会議頻度はサービス内容や利用者の心身状況、家庭状況など加味して協議するため、3～6か月に一度の開催予定です。 モニタリング実施時期以外でも、必要な相談・サービス調整があれば、電話相談や自宅・事業所訪問等実施し、他機関との連携も行っています。 小諸市福祉課より障害福祉サービスの希望のケース依頼は多く、2名の相談支援専門員（他事業と兼務）が新規ケースの受け入れを進め、障がい者2名・障がい児1名受け入れできました。
	達成目標	①これまで他事業で培った知識を活かした相談支援事業にします。
	対象者	障害者手帳、療育手帳等を有し、障害福祉サービス利用希望のある方。
	時期・頻度	通年 サービス利用開始・更新時の担当学会議で、モニタリング会議頻度はサービス内容や利用者の心身状況、家庭状況など加味して協議するため、3～6か月に一度の開催予定です。
	内容	①-1 一人ひとりの心身状態に即したアセスメント実施し、個別支援計画作成し、障がい特性に応じた発達支援や課題の解決に向けた支援と、将来の自立と社会参加を目指します。 ①-2 支援を必要とする子ども、家庭に働きかけて、当該子ども、家庭に必要な生活上の機能や役割が円滑に果たされるよう、また回復できるよう支援します。 ②-1 地域社会への参加、包容を推進するため、子育て支援機関、教育機関、地域との連携を図りながら支援を行います。
	その他	・令和8年度以降の事業継続・他事業開拓を見据え、選ばれる事業所になるよう、積極的に研修の参加を行い、職員の質の向上に努めます。 ・運営規定を見直し、事業の実施地域を拡大し（東御市）、利用者の獲得に努めます。 ・在宅生活の継続のため、医療機関や地域資源との連携に努めます。
実施状況		運営規定を見直し、事業の実施地域として東御市を追加しました。 モニタリング会議については個別の状況に応じて、利用者や家族、事業所、福祉課と相談をしながら開催頻度を定めることとしました。（3ヶ月に1回～年に1回の範囲） 令和7年度の新規契約者は上半期3名、下半期3名の計6名でした。障がい児相談支援から特定相談支援に2名が移行しました。契約終了者は障がい児相談支援が2名、特定相談支援が1名の計3名でした。 ■利用登録者：70名（障がい者：59名、障がい児：11名） ■月平均請求件数：29件（障がい者：24件、障がい児：5件）
今後に向けて		障がいのある方々が地域で安心して生活できるよう、障がい特性について配慮し、望む暮らしの実現に向けて関係者と連携した支援を継続します。相談件数を維持します。

3.障がい福祉サービス事業

3-2 福祉有償運送サービス事業

事業名/所管部署		3-2 福祉有償運送事業／相談支援係	
	目的	バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用をすることが困難な方へ、外出や社会参加、余暇活動参加のため、有償で車両による送迎サービスを行います。	
	現状	福祉有償運送事業は現在の登録者数は27名、うち定期利用者は5名です。社協内の有資格運転手は17名で、小諸市内には2事業所のみです。 平日午前中を中心に事業を行っています。医療機関への受診を主に、買い物や余暇活動の交通手段となっています。 事業の中で課題が生じた際は行政、医療機関等と連携して対応しています。	
	達成目標	①交通ルールを遵守し、バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用をすることが困難な方への外出支援や社会参加の機会を提供します。	
事業概要	事業の方法	対象者	小諸市民 公共交通機関の利用の厳しい、要介護認定者または障害者手帳の交付を受けた方（登録制）
		時期・頻度	平日（月曜～金曜日） 8時30分から17時まで ※祝祭日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日を除きます。
		内容	①-1 利用登録制であるため、新規利用希望者について受け入れ時に面談し、互助共助の有無、公共交通機関の利用や他の地域資源の可能性も確認します。 ①-2 他のサービスが適切と判断すれば、つなぎ役をします。 ①-3 事業対応は福祉有償運転手講習修了者のみとします。 ①-4 利用状況によっては、登録者の同意を得て、他機関との協働をします。
		その他	小諸市に社協含め2事業所のみであり、交通手段・地域資源として必要性が高く、行政や医療機関等から照会があります。事業の次期更新は令和10年頃です。 登録者の利用に関しては、ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、正規職員の福祉有償運送運転手講習受講を推奨し、確保しています。また運送対価・料金については「小諸市福祉有償運送運営協議会」にて検討していきます。
実施状況		実績は以下の通りです。 ・登録者数41名、延べ利用人数 70名、延べ利用回数370回、延べ走行距離1,713km ・登録者数38名、延べ利用人数210回、延べ利用回数385回、延べ走行距離2,368km（昨年度） 通院、買い物での利用が多い状況です。	
今後に向けて		交通手段の地域資源として、今後も安心安全な移動が行えるよう取り組みます。 令和8年度からは社協会費事業として実施いたします。	

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-1 総合相談支援業務/地域包括支援センター		
事業概要	目的	高齢者の生活に関する総合相談窓口機能を果たすとともに、課題解決ネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。		
	現状	高齢者本人、家族、医療関係者、民生・児童委員をはじめとする地域の方々から生活上の困りごとについて相談いただき、制度や資源のご紹介や関係機関との連携を行っています。介護保険制度や相談窓口の周知のための研修を市各種講座や関係諸団体、企業等での学習会や講習会にて開催しています。		
	達成目標	① 高齢者の生活に関する相談にワンストップで応じ、窓口機能を果たします。 ② 身近な相談窓口としての役割を果たすため、制度や相談窓口周知のための研修を様々な場所・機会にて随時開催します。 ③ 関係機関と多様なネットワークを構築し、そのネットワークの質を高め複合的な課題の解決を図ります。		
	事業の方法	対象者	・ 市内在住の概ね65歳以上の方とその関係者 ・ 介護保険第2号被保険者で介護保険サービス利用の対象となる方	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 高齢者の介護や保健医療、生活等の相談に総合的に応じ、支援や各種調整を行います。 ② 「身近な相談窓口」としての機能が果たせるよう、市民や民生・児童委員等の関係諸団体、企業等にて介護保険制度や相談窓口の周知を目的とした研修を随時開催します。 ③ 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。	
		その他		
実施状況	高齢者の総合相談窓口として、ご本人、ご家族、医療関係者、民生・児童委員等の地域の方々から生活上の困りごとについて相談を受けています。身寄りのない高齢者等に関することや住まいや経済的な困りごとの相談が増加しています。相談実人数は、1,628名で、そのうち新規相談者は432名でした。単発での相談で終結するケースも増えていますが、複合的な課題や世帯支援が必要なケースも増えており、多機関協働や連携の調整など1ケースに対応する期間が長くなっている状況です。			
今後に向けて	高齢者等の暮らしの安心につながるよう、生活相談に対し引き続き真摯に対応していきます。団塊の世代が後期高齢者となり、今後も相談が増えることや相談内容が多岐にわたることが予想されます。個別ケースを通して関係機関との連携を図り、組織間連携の強化に努めます。また、予防的段階での支援につながるよう、相談が入ってくるネットワークの構築に引き続き取り組みます。			

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-2 権利擁護業務／地域包括支援センター		
事業概要	目的	高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等、高齢者の権利・利益の保護に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を作ります。		
	現状	高齢者の権利を守るため、行政各課や社協内、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業所、関係機関との連携をしています。 特に高齢者虐待に関しては、被虐待者の安全の確保と相談の終結に向けた支援を行うほか、定期的な虐待コアメンバー会議の参加により切れ目のない連携をしています。		
	達成目標	① 行政と連携し、高齢者虐待の早期発見に向けたネットワークを構築していきます。また、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期解消に取り組みます。 ② 判断能力の低下した方の権利が守られるよう、成年後見制度等の活用を提案し、関係機関と連携します。 ③ 消費者被害防止に向けて、関係機関と連携します。		
	事業の方法	対象者	市民	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 関係機関と連携し、高齢者虐待防止に関する啓発活動を行います。また、虐待発生事案に関しては早期解消に向けた支援を行います。 ② 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。	
		その他		
実施状況	高齢者虐待コアメンバー会議に定期的に参加し、情報共有・協議・役割分担を行い、虐待の終結に向けた支援を行政とともに行いました。また、緊急対応を要するケースについてはコアメンバー会議の判断を基に調整、対応しました。 成年後見制度については、さく成年後見支援センターや各種専門職と連携し、情報提供や利用支援に取り組みました。			
今後に向けて	高齢者虐待予防や成年後見制度等に関する広報・啓発活動については、様々な媒体や手段等を活用し、市民の理解につながる取り組みます。 特に成年後見制度については、市民の関心が高まり早期から将来の備えの一つとして考えることができるよう、普及活動及び広報活動に取り組みます。 引き続き、虐待発生事案に関する早期解消に向けた支援に向けて、行政を含めた関係機関と共に取り組みます。 個別ケースや情報交換会等を通して、成年後見支援センター等外部機関との連携をより一層図ります。			

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務／地域包括支援センター		
事業概要	目的	介護支援専門員や地域の関係機関、医療機関、行政機関等との連携、社会資源の活用により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。		
	現状	長野県介護支援専門員協会協力のもと、行政と協働しケアプラン点検事業を実施しています。併せて、指導内容を踏まえたアドバイス等を介護支援専門員に対し個別に行っています。また、介護支援専門員連絡会主催の学習会や地域包括支援センター主催の学習会を通して市内介護支援専門員の底上げを図っています。		
	達成目標	① 各種会議や個別ケース等のやり取りを通して、介護支援専門員や介護保険施設等と相互理解を深めます。 ② ケアマネジメントに関する相談助言等を通して、介護給付適正化の一助となります。 ③ 介護支援専門員等に地域包括ケアを見据えた議題提供を行い、共通意識を高め、地域生活課題の解決に取り組みます。		
	事業の方法	対象者	介護支援専門員等の専門職、医療ソーシャルワーカー等高齢者の医療や介護の相談を担当する者、行政等	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 介護支援専門員等専門職の相談の場となり、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門性を生かした支援を行います。 ② 行政と協働しながらケアプラン点検事業を実施し、適正なケアプラン作成について介護支援専門員と一緒に考えていきます。 ③ 介護支援専門員連絡会の学習会や事例検討会等、自己研鑽につながる学習会の企画運営に取り組みます。	
		その他		
実施状況	要介護者を担当する介護支援専門員から相談を受け、課題の整理やネットワーク構築、助言を行い切れ目のない支援体制の構築に取り組みました。 給付の適正化を目的とした小諸市ケアプラン点検事業については、10月から11月に個別点検を、1月に振り返り研修を実施しました。 小諸市介護支援専門員連絡会（通称ケアマネ連絡会）の事務局業務を通し、市内居宅介護支援事業所等に従事する介護支援専門員同士の連携や質の向上に向けた取り組みを継続しました。			
今後に向けて	介護支援専門員を対象とした学習会を企画・開催し、市内介護支援専門員の質の向上と多職種連携の機会を設けます。 令和8年度小諸市ケアプラン点検事業について、講師との連絡や個別点検のケース選定、振り返り研修の計画を行います。 介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等からの個別相談に応じ、支援の検討と併せて関係機関の連携の一助となるよう引き続き努めます。			

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-4 介護予防ケアマネジメント業務及び第1号介護予防支援事業／ 地域包括支援センター		
事業概要	目的	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐための取り組みをすすめます。		
	現状	通所型サービスC事業は全2回、いずれも10名の定員で週1回、半年間の短期集中型訓練指導（運動、食事等）を実施しました。また、通所型サービスB事業は閉じこもり防止と交流の機会を得る目的で参加を継続しています。		
	達成目標	通所型サービスB（住民主体による支援）、通所型サービスC（短期集中予防サービス）のマネジメントを通して、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎます。		
	事業の方法	対象者	・概ね80歳までの対象年齢（76歳、78歳および80歳）の高齢者で、基本チェックリストのうち「運動器機能低下」に該当する者 ・基本チェックリストのうち、「閉じこもり」「うつ」「認知症」いずれかの項目に該当する65歳以上の市民	
		時期・頻度	・通所型サービスC事業は半年間、年2回 ・通所型サービスB事業は通年、毎月第2・4水曜日午前中	
		内容	① 基本チェックリスト及び本人・家族との面接により、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ② 本人と協働し、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防げるよう、短期集中プログラム・住民主体型支援プログラム利用のためのケアプランを作成します。 ③ 短期集中予防サービス利用者に対しては、サービス終了後のセルフプラン実現に向けたアドバイスを行い、生活機能の維持向上に努められるよう支援します。 ④ サービス提供事業所・団体と連携します。	
		その他		
実施状況	通所型サービスC（年齢別短期集中予防サービス）について、基本チェックリストのうち「運動機能低下」に該当し、かつ参加を希望した市民に対するサービスマネジメントを実施しました。 ・第1クール（おおむね80歳対象） 毎週金曜日 6月～12月 参加者9名 ・第2クール（76・78・80歳対象） 毎週月曜日 8月～3月 参加者9名 総合相談支援業務等を通して、該当する高齢者に対し通所型サービスB事業の参加を案内し、参加人数が増加しました。			
今後に向けて	通所型サービスB事業は、基本チェックリストに基づき対象に該当する高齢者に事業参加の案内や、生活機能の維持向上につながる提案等を引き続き取り組みます。 通所型サービスC事業利用者に対し、開始後3か月を目安に、効果の確認と継続的な機能向上に向けた助言を行います。また、事業終了前に開催する個別ケア会議を通して、サービス終了以降望む暮らしの実現に向けた取り組みを共に確認します。 同世代のサービス対象者の心身及び生活状況等を分析し、地域課題につながる内容は高齢福祉課や生活支援コーディネーター等の関係者と共有します。			

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-5 認知症に関する取り組み／地域包括支援センター		
事業概要	目的	認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。		
	現状	行政及びキャラバンメイト連絡会と協働し、認知症の方への理解を深めるための様々な啓発活動を行いました。具体的には中学生や福祉団体職員等を対象とした認知症サポーター養成講座の開催や、多様な媒体（動画、ポスター、各種イベント）を活用した認知症啓発活動を行いました。 また、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の方や家族に対する個別支援策や認知症の方の地域生活を支えるための手段等を検討しています。		
	達成目標	① 多様な機会、手段を活用し、認知症に関する正しい理解を推進します。 ② 認知症の方やその家族の不安を受け止めつつ、伴走型の支援に取り組みます。 ③ 認知症支援に関連した仕組みづくりを行政・関係機関と共に進めます。		
	事業の方法	対象者	・市民 ・軽度認知障害を含む認知症の方やその家族、関係者等	
		時期・頻度	通年（但し、認知症市民公開講座は年1回、認知症サポーター養成講座等は概ね月1回程度の開催）	
		内容	① 行政等と連携し、認知症サポーター養成、認知症サポーターキャラバンメイト活動を支援します。また、行政等と連携し、認知症ケアパスの普及啓発に取り組みます。 ② 認知症地域支援推進員を配置し、行政と共に認知症施策を検討します。 ③ 認知症の方やその家族等の個別相談に応じ、望む暮らしに合わせた支援に努めます。 ④ 認知症初期集中支援チームと連携し、医療機関へのつなぎや家族の負担軽減を図ります。 ⑤ 認知症の方やその家族に関する支援体制の強化に向けたネットワーク構築を図ります。	
		その他		
実施状況	希望する区や関係機関で開催される認知症サポーター養成研修に講師として協力しました。 認知症地域支援推進員を2名配置し、高齢福祉課の認知症地域支援推進員と共に認知症施策の方針やチームオレンジの構築について隔月で協議を重ねました。 10月の小諸市在宅サービス調整会議では、医療福祉関係者や地域住民と共に認知症の方への対応を協議しました。 総合相談支援業務等を通して認知症の方や家族等の個別相談に応じ、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携を取りながら支援しました。			
今後に向けて	認知症サポーター養成やキャラバンメイトの活動を通して、新しい認知症観の啓発を進めます。令和8年度は認知症地域支援推進員の研修受講を予定しています。 また、認知症支援に取り組んでいる市民団体との連携に努め、認知症ケアパスやチームオレンジを含めた認知症施策に行政とともに取り組みます。 学習会や外部研修を通じ、認知症に関する啓発に努めます。			

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-6 地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み/ 地域包括支援センター
事業概要	目的	行政、介護、保健、医療等の関係機関や、民生・児童委員や自治会、ボランティア等の地域住民と連携して、地域包括ケア体制の構築を推進します。
	現状	地域ケア個別会議を開催し、高齢者等の個々の地域生活課題の解決に向けた支援策を地域住民を交えた関係者と共に検討・対応しました。 また、包括が事務局業務を担当する諸会議の開催や関係団体が主催する諸会議への参加を通し、顔が見え相互に相談しやすい関係作りの構築に努めました。
	達成目標	① 個別支援の中から共通する課題を抽出し、地域生活課題の見える化に取り組みます。 ② 身寄り、人生の最終段階の医療の問題について関係者で課題共有し、解決に向けた取り組みをすすめます。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況	身寄りのない高齢者等や住まいや経済的な困りごとをテーマに関係機関と協議や検討を進めてきました。生活支援コーディネーター連絡会議では、有償生活支援サービスの仕組みづくりに向けて、地域包括支援センターに寄せられる困りごとや高齢者の生活実態を共有しました。小諸市介護保険事業者等連絡会では、介護報酬の改定や今後の情報共有の在り方等に関する情報共有を進めました。小諸市在宅サービス調整会議は、関係機関が一堂に会する場として研修や学習会を予定通り開催しました。	
今後に向けて	個別の生活課題の解決だけでなく、地域の生活課題の解決に向け、保健医療福祉分野だけでなく、生活に関連する分野とのネットワーク作りに取り組みます。また、介護医療連携推進会議、小諸市介護保険事業者等連絡会などと協働し、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを継続します。また、介護保険事業計画策定等へ参画し、行政と視点を共有し、地域包括ケアの実践に努めていきます。	

4.地域包括支援センター運営事業

4-2 介護給付事業

事業名/所管部署		4-2 介護予防ケアマネジメント事業／地域包括支援センター		
事業概要	目的	① 利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるように支援します。 ② 重度化防止の視点を持って支援します。 ③ 可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように利用者の力が引き出されるよう支援します。		
	現状	介護予防ケアマネジメント数は大幅な増減なく、月平均334件の実績があります。市内居宅介護支援事業所にマネジメントを依頼する、委託ケースの件数は毎月減少傾向にあるのに対し、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員等が直接マネジメントを行う直営ケースの件数は毎月微増傾向にあります。		
	達成目標	① 自分でできることは可能な限り自身で行えるよう支援することで、利用者の生活機能が維持向上できるようにします。 ② 一人ひとりの異なる目標や意欲を高める興味関心ごとを探し、保険給付以外の各種の社会資源も活用します。 ③ 社会資源を活用し、支援者間で連携・情報共有を図りながら、望む暮らしの実現を支援します。		
	事業の方法	対象者	・要支援認定(要支援1または2)を受けた小諸市民、または小諸市内の住所地特例施設に入所している要支援認定者 ・小諸市介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 本人・家族との面接等を踏まえ、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ② 本人と協働し、自立支援と重度化防止を目的としたケアプランを作成します。 ③ サービス等の状況を把握し、事業所と情報共有及び連携を図ります。 ④ 定期的に本人・家族と面接を行い、心身の状況等を把握し、必要に応じてケアプランを見直します。 ⑤ 介護予防ケアマネジメントに関わる職員が研修や学習会、事例検討会等への参加を通し、支援の質を向上させます。	
		その他		
実施状況	介護予防ケアマネジメントでは本人や家族との面談を通し、自立支援と重度化防止につながるケアプランの作成に取り組みました。 給付実績は4015件ありました。そのうち市内居宅介護支援事業所への委託件数は559件でした。 昨年度と比較すると給付実績は微減していますが、委託件数は増えています。 委託件数が増えている理由として、委託を受けられる居宅介護支援事業所の増加や住民ニーズに基づき要介護認定結果を待たずに居宅介護支援事業所と協働することが増えていることが挙げられます。			
今後に向けて	本人や家族との面談を通し、本人の望む暮らしの実現に向けて、自立支援と重度化防止を目的としたケアマネジメントに取り組みます。 また、介護保険サービスだけではなく、地域の支え合いを大切にしながら、日常の暮らしを支えています。 外部研修や事例検討会、勉強会等に積極的に参加し、質の高いケアマネジメント業務を行えるように知識や技術のスキルアップに努めます。			

